

平成20年度第2回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成20年6月14日(土) 9:00~12:04
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、有高芳章委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、 井出あゆみ委員
欠席者	秋山雅弘委員
傍聴者	118名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 NHK、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ、静岡放送、テレビ静岡、 浜松ケーブルテレビ
浜松市	山崎副市長(企画部長)、平木財務部長、高木教育長、古橋学校教育部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成20年度第2回目の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 資産経営について、市から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. 外国人児童生徒の教育について市から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1)資産経営について
 - (2)外国人児童生徒の教育について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成20年度第2回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。では、座って司会進行させていただきます。

本日は秋山委員が所用により欠席しております。したがって委員9名の皆様の出席により開催いたします。本日のテーマは、市が所有する土地や建物の有効な活用を内容とした資産経営と、外国人児童生徒の教育について審議することといたします。資産経営につきましては、市が進めております公会計制度改革により作成される財務諸表の活用も予定されていますので、併せて公会計制度改革についても審議することといたします。

それでは早速議事に移りたいと存じます。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり会議運営を行っていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

鈴木会長

おはようございます。

3 議 事

(1) 資産経営について

鈴木会長

今、司会から紹介がありましたように、今日は資産経営について、公会計改革とも関連してお話を伺っていききたいと思います。ご承知のように少子化社会になったということ。それから税収が伸び悩んでいること。こういうところで効率的な行政サービスを行うために、今お話があったように市の資産はどうあるべきなのかということです。特に、合併によって広域の中かなりの遊休資産があり、資産運用がどうあるべきかが非常に大きな課題になっているのも事実です。第一次行革審でも提案申し上げましたし、市の皆さん方も資産の管理を一本化して、バラバラに管理されていたものを集中管理することに踏み切られたようですから、この点では非常に高く評価できるのではないかと私は思います。勉強会でも色々な話をしたところですが、市から現状と取組状況についてまず説明をいただきながら、どんな状況だということを、皆さんと一緒に論議していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山崎副市長（企画部長）

それでは、私から資産経営について説明をいたします。公有財産とっておりますが、浜松市が所有する財産は、地方自治法上その用途によって行政財産と普通財産の2つに区分されています。

行政財産とは学校や庁舎など特定の利用目的のために所有している土地や建物のことで、目的

以外の利用が地方自治法で制限されている財産です。利用目的以外でも支障がない場合は、行政財産の目的外使用ということで財産の貸付をすることができます。行政財産は、教育に関する土地と建物は教育委員会、消防に関する土地と建物は消防本部など、その事業に関する担当課で財産の管理運営がなされています。

一方、もう一つの区分が普通財産です。例えば学校が廃校になるなど、通常は行政財産が目的を失うと普通財産となり、資産として活用できることになっておりますが、地方自治法上は「行政財産以外の土地と建物」となっており、貸付や交換や譲渡で資産として活用できる財産のことをいいます。普通財産は本庁の管財課や各区役所の総務企画課など、管財を担当する課で管理運営をしている状況です。

次に公有財産がどのくらいあるかです。浜松市が所有する公有財産は、19年3月31日現在ということで時点を限らせていただきますが、土地が約2,113万平方メートル、建物が1,769施設、延床面積が約260万平方メートルという非常に莫大なものになっています。これらは18年度決算で計算したもので、一般会計と特別会計の一部を含み、市の財産としては企業会計や外郭団体が持っているものは除いています。

借用状況については、18年度の土地、建物の借用ですが、有料で借りているもの、無償のものを含め、土地が284万平方メートルあります。主な施設はフラワーパーク、フルーツパーク、オートレース場などです。借料は年間でフラワーパークが約4,200万円、フルーツパークが約2,400万円、オートレース場が約1億4,500万円で、土地を有償で借りている状況です。建物は7,815平方メートルあります。主な施設としては庁舎として住友生命ビル、浜松元城町ビル、浜松大同生命ビルなどで、住友生命ビルが2,700万円、元城町ビルが2,600万円、大同生命ビルが1,800万円で、それぞれ年間の借料を払って有償で借りている部分があります。この時点ではフォルテも借りてまして、その借料が年3億4,000万円。トータルでは建物の借料として年間5億1700万円、土地の借料として年間8億700万円の支払いをしておりまして、賃借料の総合計は毎年13億2,500万円です。公有財産で行政財産、普通財産をたくさん持っていますが、実際に使っているものについては借用しているものもある状況です。

次に公有財産の区分です。土地につきましては保有面積の60%が庁舎、学校施設、公民館など特定の用途がある行政財産で、残りが普通財産です。普通財産の割合が全体の40%と多いのは普通財産とされている山林があるためで、普通財産846万平方メートルのうち630万平方メートルが山林です。次に建物ですが、保有面積の90.6%が行政財産で、残り9.4%が普通財産となっております。行政財産、普通財産の土地、建物とも、利活用の状況や、利活用するための条件、形状など、正確なデータが整理されていません。資産経営のためには早急に基本的なデータの管理が必要だと認識しているところです。

第一次行革審の答申では、18年3月13日に、公有財産の管理については2つの答申をいただいております。一つが公共施設の建設、更新等の見直しです。「公共施設の建設については、新設、更新を問わず、その事業目的や建設事業費はもとより、建設後も永続的に必要となる維持管理費等を含めて、全体計画を立てて現段階から見直しを行うこと。また、既存の施設についても、時代の変化に伴い、その必要性や有効性について抜本的な見直しを行うこと。」という答申をいただいております。それからもう一つが市有財産の見直しです。「合併や政令指定都市への移行に伴う事務事業の再編や統合を踏まえて、市が保有する公共施設の機能や耐用性について見直しを行い、行政

サービスに貢献していない施設または必要性が低い施設については、売却も含めた処分を行い資産のスリム化を図ること。」です。

これまでの取組みを紹介します。

一点目に資産の有効活用です。資産の有効活用につきましては、まず旧市町村で本庁舎として使われていた施設の利活用にあたっての優先順位を検討しました。利活用にあたっての優先順位ですが、市の組織を最優先に、国や県などの行政組織の事務所として活用するのが一番目の優先順位です。次に公共的団体の事務所として活用することを考えまして、シルバー人材センター、社会福祉協議会、体育協会、観光協会、国際交流協会、女性団体、自治会、花の会、土地改良区、NPO法人の事務所などとして活用するのが第二優先順位。それから地域交流の場として、例えば子育て広場等で活用するのが第三優先順位。さらに、公益性の高い民間企業や事業所の事務所、例えば郵政公社、農業協同組合、銀行、商工会、漁業協同組合、森林組合などで活用するという優先順位をもって検討してまいりました。その結果、現在、表(資料「資産経営」P.8)のように、施設が具体的に利活用されています。市役所の本庁舎は、食料販売店として授産所に貸付を行っています。引佐地域自治センターは細江国際交流協会や観光協会などに貸付を行っています。それ以外にも、旧佐久間町役場、旧三ヶ日町役場、旧舞阪町役場など旧市町村の役場は、それぞれ公的なところに貸付を行って活用しています。現在の取組みですが、主に公共的団体を対象としています。今後、民間への積極的な貸付を進める必要があり、そのため貸付基準の見直しやセキュリティ問題など、利活用のための環境整備をする必要があると認識しています。さらに庁舎だけでなく他の建物につきましても、利活用の可能性を調査・検討していく必要があります。利活用にあたりましては、立地条件とか周辺の賃貸物件の需要動向などにより状況が大きく異なりますので、地域の状況を的確に把握して、地域ニーズにあった対応が必要だと考えます。幅広く情報発信をすることにより、利用者の拡大を図る必要があると考えます。

二点目に施設維持管理費を削減する取組みもしています。公共建築課などその技術の専門的な知識を有する人達の視点から、委託方法、内容の見直し、さらに環境面などの技術支援によるコスト削減に向けた取組みを進めています。具体的にはこれまで施設ごとに契約を結んでおりました清掃業務、自家用電気工作物の管理、消防用の設備、非常用設備、警備用設備など、施設管理のための委託業務を、区を単位としての一括契約に変更することで費用の削減を図りました。19年度の実績ですが、中区では22施設7業種71委託を7業種13委託に一括して契約し、243万8,000円の削減を図りました。浜北区では14施設8業種34委託を8業種8委託に変更し、242万2,000円の削減を図りました。合計486万円を削減できました。課題としては、一層のコスト削減を図るためには対象区域をさらに広げることと、総合管理による維持管理手法への誘導をする必要があると認識しています。

三点目に遊休地の処分です。遊休地の処分実績は17年度の売却収入が約11億9,000万円でした。ただしこれには東京にありました旧学生寮の土地の売却収入が含まれており、少し額が大きくなっています。18年度は2億4,000万円、19年度は約7,000万円となっています。処分をさらに進めるためには、処分地選定のためのデータ整理が必要だと認識しています。現在データ整理が十分でないことから、処分用地の確保に限界が見られます。処分用地の選定は庁内で行っていますが、今後処分を進めるためには遊休財産について積極的に公表を進めるという必要があると考えます。以上が現状の取組みです。

それで今回、資産経営という視点を導入しようとしております。資産経営につきましては、公有財産である建物や土地などを経営的な視点から見直し、総合的・長期的視点で管理・活用することだと考えます。資産経営を進めることで市の財政への貢献や施設等の一層の活用などが期待されます。

浜松市では組織編制の見直しや事務事業の統廃合を進めてきましたが、その一方で建物や土地についての見直しが進んでいません。公有財産は行政財産と普通財産に分かれ、管理を担当する課がそれぞれ異なっています。市が所有する施設は、先ほど説明しましたように1,769棟、土地が約2,113万平方メートルにのぼります。その利用状況、立地などには課題があります。また、施設の老朽化に伴う維持管理コスト、将来的な利用の方向性なども検討すべき課題だと考えています。

そこで、今年度、20年4月に、公有財産の効率的で一元的な管理活用を目指して、企画部に資産経営課を新設しました。資産経営課では公有財産に関するデータの一元化と、それに基づく総合的な観点からの管理運営の方向性を作成します。これを受けて施設を担当する課が、施設の適正な管理や、有効な活用を行うことを考えております。

資産経営に向けた取組みですが、まず公有財産に関するデータの一元化を行います。土地、建物についての台帳整理と、施設単位でのデータの集約化を図り、施設カルテを作成して、情報の補強をすることを考えています。それから総合的な観点からの公有財産の管理運営を行うということで、資産経営に関する方針を作成します。それから行政コスト計算書や施設使用料のあり方など、後ほど説明いたします公会計制度による取組みをふまえて、公有財産についての方針を作成してまいりたいと考えます。さらに方針に関する考え方、成果などを、土地開発公社の保有地など、市が持っている土地ではなくて関係団体が持っている土地についても反映させていきたいと考えます。これらを着実に推進するために、全庁的な推進組織を確立いたします。資産経営推進会議を設置し、運営していく予定です。

具体的に20年度の主な取組みですが、スケジュールも含めて説明いたします。

土地や施設の資産価値・利用状況の調査を行います。さらに公有資産台帳のデータベース化、一元化を行います。いずれも年内にやっていく予定です。それを踏まえ、公有財産の有効利活用の方針を策定いたします。方針は今年度中に作成する予定です。

データの一元化です。これまで管財課や公共建築課など様々な課が持っていた資産、施設に関するデータを一つにまとめます。それに加えて、利活用や処分に必要な個別データについて調査、整理し、一元化データを作成します。この一元化データには、土地、建物の概要、施設の使用状況、施設の老朽化の状況、施設の利活用方針などの項目を盛り込む予定です。一元化データを活用して、施設ごとのカルテも作成します。以上の一元化データによりまして、1番、公有財産の活用。データの一元化と基本方針の作成です。2番、利活用財産の長寿命化。施設の劣化診断などの評価と計画的な改修を行います。3番、維持管理コストの削減と環境に配慮した公共施設の運営を目指します。そして4番、公有財産の適正化で、公有財産の抑制と費用対効果の向上を図ります。以上の資産経営推進の4本の柱を推進をすることで公有財産の見直しと有効活用を進めてまいります。

次に施設カルテですが、データを一元化した後、分類ごとに施設カルテを作成し、資産経営に活用します。作成例としまして旧吉沢小学校、次に舞阪総合体育館「舞童夢」をお示しします。カルテの項目や記載内容につきましては今後整理してまいります。施設カルテの裏面にはそれぞれの方針と方向性を含めて記載していく予定です。さらに施設カルテには写真を付けまして、現状が把握できるようにする予定です。このような施設カルテをそれぞれの施設ごとに作成し、公表していく予定です。

次に舞阪町の総合体育館の施設カルテの例です。

データベースの一元化の対象ですが、現在浜松市の公会計におきまして作成している連結ベースのバランスシートは、一般会計、特別会計、企業会計、さらに外郭団体、一部事務組合が対象となっていて、本来、全てを対象にすればいいんですが、当面は、時間の問題もありますので、緊急性の観点から一般会計と特別会計の一部を対象にせずデータの一元化を行います。将来的にはそれ以外の財産と借地、備品なども含め、全体を一元管理できるような体制を構築したいと考えているところです。以上、現状と今後の考え方を説明いたしました。

鈴木会長

どうもありがとうございました。今、市から説明がありまして、ようやく資産の一元化の管理という方向に歩みだしました、という結論かと思います。最後のところにありましたように、将来的な問題は、確実に日程表を作ってやっていただきたいとお願いします。中身について各委員の皆さん、それぞれいろんな点で意見、質問を出していただきたいと思います。

では、私から質問を皮切りしたいと思います。私、今、話を聞いて率直に言って驚いたのは、借地がこんなに多いと思わなかったです。市というところは、会社でもそうですが、人の土地を借りるより自分で所有してやっていくということですが、280万平方メートルの借地となると、行政財産と普通財産合計しても2,100万平方メートルですから、その13%くらいにあたる面積が借地です。そうすると、他の都市もこんなに借地が多いのかどうかを比較なさったことがあるんですか、というのが第一の質問。それから第二の質問はご承知のように土地を借りていらっちゃって、市が借りた場合に借地権が発生するかどうかという問題。三番目の問題は、最近特に相続によって資産が分散化していく状況にあることはご承知のとおりです。そうすると、5年や10年の期間を限定した借地の場合はまだいいですが、永久に借りていく、フルーツパークにしてもフラワーパークにしてもよほどのことがない限り永久に借りていくということになりますと、相続問題で非常に複雑になっていくという点で、毎年積極的に買い上げていく方針なのか、それとも借地は借地でいくという方針なのか。過去5年間くらいで買い上げがあったのかなかったのか。こうした相続に関わる問題が問題になるのではないか。それから次の四番目の質問は、賃借料はどういう計算に基づいて変更する契約になっているのかどうかという問題。今ちょっと気が付いた点では土地問題です。建物はご承知のように今フォルテの処理が進んでいますけど、どちらにしても借上料の合計は年間約13億円です。フォルテの3億7,000万円は解消の目処がつかましたから約10億円になる。それにしても1年10億円ということは10年で100億円ですよ。一般会計約2,400億円の中で非常に大きなウエイトを占めている。これは、固定の負担が非常にかかってくると言えます。今、皆さんの説明を聞いて私がお聞きしたいのは以上です。

山崎副市長（企画部長）

まず他都市の状況ですが、浜松市は借地とそれから借りている建物が非常に多いというご指摘がありました。勉強会でも質問がありまして、他都市の状況を調査しましたが、実は各市とも状況を把握していないというのが実態で、調査してもお答えをほとんどもらえませんでした。唯一、仙台市からお答えをいただきまして、(仙台市は)借地は非常に少なかったです。建物は浜松と同じく4億円くらいの借家をしていました。土地は、仙台市の土地の値段という問題があるのかもしれない。浜松市は先ほど申しましたフラワーパーク、フルーツパーク、オートレース場と、若干特殊な要因があるために

多いのかなというところですが、それから市が建物を建てると借地権が発生するかどうかですが、これは民民の話では借地借家法の適用などがありますが、公的な部分ですので、借地権を主張するというのではなくて、毎回契約しているということだと思います。それから相続の問題が色々と発生することは非常に問題だとは思っています。元々土地については恒久的な市の施設を造るということですので、できるだけ市有地にしていくのがおっしゃるとおり主旨だと思います。その都度、例えば相続が発生して売ってもいいということになれば買うという体制はとっています。ただ、なかなか具体的には取得できず、借地のまま続いているというのが実情です

鈴木会長

ここ数年で具体的に買ったことはあるんですか。

平木財務部長

予算担当としてですが、例えばフラワーパーク、フルーツパーク、あるいは博物館といったところにつきましては、今、細かい数字は持っておりませんが、山崎副市長が申し上げましたとおり、相続の関係で売りたいと言われたケースについては取得しております。

鈴木会長

そうすると、積極的に買っているのではないわけですね。

山崎副市長（企画部長）

はい。ここ数年はおっしゃるとおり、積極的に買いに行っていないです。

それから、土地を借りる場合のルールですが、浜松市としては貸す場合のルール、いわゆる料金をいくらにするということはルールとして決めています。借りる場合は相手との交渉ですから、基本的なルールは地価に基づいてということになります。しかし、相手の事情が色々ありますので、必要な場合にはある程度高い値段で借りるのもやむを得ないという部分もあるのが実情です。オートレース場については、安くしてほしいと交渉し、安くしていただいた経緯もあります。

鈴木会長

今の回答の中で、特に借地権の発生は、フォルテの問題を挙げてみても、市が間に入ると法的な問題よりも道義的にできないんですよ。そういう点では今お話があったように積極的な買い上げを進めるとか、あるいは今後は借地でなくやっていくとか、そういう明確な方針を立てておかないと、固定費として発生する経費は、にっちもさっちもいなくなりますよ。今、仙台のお話がありましたけど、私の想定ですけど、どこの都市でも各市、自分で買って自分でやっている。私は浜松市が異常に多いのではないかと思いますから、その辺をやはり明確にしていきたい。

中山委員

今の問題に関連して、行革審でもフォルテの問題を取り上げて、色々質問して、結果的には現在交渉中ということですが、（浜松市全体では）建物が約7,800平方メートルの借り上げで、金額が約5億2,000万円で、そのうちの3億4,000万円が（フォルテに）出ているということは、いかにフォ

ルテを高く借りていたかということの証左になるわけです。(1年で)3億4,000万円、10年で34億円、20年ではこの倍の68億円。フォルテの問題は解決していくでしょうが、こういう借り上げをする場合のルールを本当にしっかり作らなければいけないと思います。土地についても、民間ではバブルの時からすれば固定資産税がものすごく下がっています。ですから土地を借りる場合も固定資産税にある程度連動しながらやっているのか。先ほどオートレースについては少し下げたという説明でしたが、フルーツパーク、佐鳴湖公園、佐鳴湖公園は大した借地面積ではないですが、それから花川運動公園、館山寺総合公園などいろいろなところがありますが、こういうところでもバブルの時に比べて固定資産税は大幅に下がっているはずです。ですから、そういう時に比べて、借り上げている土地についてしっかりチェックをされて交渉をしていくということが、オートレース以外にもあったのかどうか。また実際数字を把握しておるのかどうか。その辺ちょっと分かったら教えていただきたいなと思います。

平木財務部長

これも予算担当として、知りうる限りの話だけ申し上げますと、今、中山委員がおっしゃったように、固定資産税の評価額につまましては徐々に落ちている。この頃持ち直してきて地価については上がり勾配のところもあると聞いていますが、借りているところでそうした交渉をしているところはやはりいくつかありまして、オートレース場の他に、例えば万年橋駐車場ですとか、そういった賃借料が発生していたところについて交渉して下げたということもあります。また、当然物価あるいは固定資産評価と連動しますので、個別には今悉皆的に把握していませんが、そういった考え方で見直しに臨んでいると理解しています。

中山委員

そういう一つの基準があるわけですので、しっかりした見方を確立してもらって、やはり地価が上がる時には借地料を上げていくということだけをやっていくと、先ほど会長からも話があったように非常に大きな固定的な負担になってきますので、ルールを明確にしながら、資産運営管理をしてもらいたいというのが私のお願いです。

岡崎委員

調べていただいた表を見ると、現在12万7,000平方メートル、約4万坪は無償で借りているということですが、無償で借りているというのは、多分その上に公共的な施設が建っているということで、その土地をタダで貸していただいていると思いますが、タダで貸していただいているところは固定資産税は0円になるわけですか。それで知りたいのは、こういうただで借りているような土地は公共施設が上に建っていて、市としてどうしても必要な土地だと思います。そういうものは、先ほど会長が言ったように積極的に買うべきではないかと思います。是非、この12万7,000平方メートル、約4万坪の無償で提供いただいている土地を市として優先的に市有地にすべきではないかというのが一点です。

もう一点はオートレース場の件で、オートレース場が借り上げている土地の賃借料として地主さんに払っているのが約1億4,000万円ありますね。市は1億4,000万円を地主さんに払って、業者にオートレース場を貸していますが、その業者から、地主さんに払っている地代1億4,000万円を回収しているのかどうか。もし回収されていないとすると、その分だけは市の負担になってしまう。また、そ

の回収している家賃等と地主さんに支払っている地代がイコールなのか、市側が負担しているのか。もしその辺が分かれば教えていただきたいと思います。

山崎副市長（企画部長）

まず無償の土地の部分ですが、消防関係の防火水槽を置いているところが非常に多くて、要はほんの一部を借りているだけですから、その部分を買うということに今のところはなっていません。

それからオートレース場の話ですが、オートレース場は、今、業者に管理を委託していて、市に入ってくるお金を固定し、市の収入が保障されている状況です。オートレースの経費の中で土地の借料も負担していますので、税金での負担はありません。結局、オートレースをやるのにかかる色々な経費がありますが、その中の経費の一部として土地の借料も入っている。それで収入が入ってきますので、その収入と支出を差し引きして、最終的には市に収入が保障されています。市にはお金だけ入ってくるということで、オートレースの開催経費の中で用地（賃借料）を負担しているということです。

鈴木会長

今の岡崎委員の質問は、1億4,000万円という賃貸料は固定経費です。だからこれは赤字であろうがなんだろうが、固定経費として賃貸料1億4,000万円は科目として（業者から市に）入金になっていますかということなんです。だから山崎副市長がおっしゃるようにひっくるめて入っているということになると、利益が出る出ないで違ってくる。（本来は）業者から（賃借料を）もらってそれを地主さんに右から左へそのままお渡しするわけですから、そういう経費はきちんと科目別にして（業者から）いただいているらっしゃいますかという質問ですよ。岡崎委員そういうことですね。今分からなければ調べておいてください。もし利益の中に入っていたらおかしくなる。

平木財務部長

不正確に答えてもいけませんので、オートレース場会計を確認します。ただ、いずれにしても今副市長が申し上げたとおり、今受けている日本トーター（業者）にお支払いしているわけですが、その中に地代相当分は意識しています。ですから、鈴木会長がおっしゃっているように固定経費として意識しているんですが、経理がどうなっているのかは確認します。

鈴木会長

そうですね。それを確認して下さい。

原委員

はい。

鈴木会長

はい。どうぞ。

原委員

先ほど施設維持管理費削減の取組みというお話で、例えば中区とか浜北区が清掃業務、消防用設備保守点検などを一括契約して、それぞれ243万円、242万円を削減したと承りましたが、市全体の施設維持管理費がどのくらいかかっているのか、把握していらっしゃいますか。

山崎副市長（企画部長）

総額はすみませんが今は把握していません。

原委員

こういう方法で削減を図るのももちろん重要だと思いますが、先ほど説明がありましたように遊休資産の有効な利活用によって財政を潤していくという方法も考えていらっしゃるとのことでした。例えば舞阪地域自治センター。私はほとんど行ったことがなかったんですが、合併してから、私は弁護士ですので、舞阪地域自治センターへ弁護士が交代で法律相談に行くんですね。私も2回順番が来まして舞阪地域自治センターへ行ったんですけども、シルバー人材センターとか社会福祉協議会が入っているということですが、ぐるぐる見てまわったわけではありませんが、かなり空き施設があるような感じを受けました。そういうところも今後有効利活用していただくということで、舞阪自治センターの他にも行政財産の中で、合併の結果遊休資産になったところがたくさんあるとすれば、有効利活用を図っていただきたい。もう一つ、有効利活用で、賃料をとれるのかどうか分かりませんが、もし賃料をとれるなら、先ほどの清掃業務の一括委託によって二百数十万円が浮いたというくらいのお金は簡単に出るのではないかという気が私はいたしました。

山崎副市長（企画部長）

ありがとうございます。実は旧役場の施設につきまして、利活用をしようということで色々工夫をしてくているところですが、現在の取組みでは特にセキュリティの問題などがありますので、対象を主に公共的な団体に若干限定した部分があります。今後はもっと利活用を推進して、民間にも貸したらどうだと考えております。それにつきましては、一つは貸付の基準。金額の問題も含めてどう貸すか。今おっしゃったような維持管理費もそこに載せる必要があると思います。それからセキュリティの問題もあります。その辺を含めてこれから資産経営という観点からやっていきたいと考えます。さらに庁舎だけではなくそれ以外の建物についても、利活用をどうすればいいかこれから考えていく。当面データをまず集積させて、その中で使えるものはどれだと。現状把握がまだ十分できていませんので、申し訳ないんですけどそれはこれからやっていくということで考えております。ありがとうございました。

有高委員

先ほど普通財産の4分の3が山林だとお伺いしたんですが、少し意外でして、大体森林、山林という国所有林なり個人の所有というイメージを持ってましたし、県税で1人あたまいくらという税金（森林づくり県民税）も払っていますので、国あるいは県の所有が多いのかなというイメージを持っていたんです。これは勝手なイメージなんですが、市で山林を持っているのは意外でして、その経緯がもし分かりましたら教えていただきたいと思います。

山崎副市長（企画部長）

特に北遠の旧水窪町、旧佐久間町、旧天竜市などが所有していた山林だと聞いておりまして、普通財産ですのでどういう形で持っていたのかまではよく分かりません。非常に山林が多くて、どう活用していくのかは非常に大きな課題だと思います。市で持っている部分が非常に多いという実態を、まず紹介したということです。

鈴木会長

はい、どうぞ。

山本委員

少し意味合いの違う質問になるかもしれませんが、先ほど20年度の主な取組みの中で、データベース化の方針が出ていました。その中に方針の策定まで含まれているわけですが、現在やられていることは非常に結構なことだけでも、大変大きな副産物、いくつか余分ではないかという思いがありまして、まずここで生まれてくるのは、役所の中の縦割り行政とは全然違う世界になるというのが一つあります。というのは、これだけ多くの公有財産をデータベース化の中で、その都度問題が起き、あるいは問題が浮き彫りになってくるということです。データベース化を早くやられるのは結構なことですが、どういう人たちが、どう請け負って事をやるのかをよほどお考えいただかないと、口だけになる危険性があると思います。結果出てくることは非常にいいことですが、じっくりやっていただくことと、出た問題をどなたがどう整理するかについて、単なる管理ではない、もっと大きな問題が含まれているということも覚悟して取り組んでいただく必要があると思います。

それともう一つ。先ほど頂戴した資料の中で、教育関係の方がお見えになるので、それとこの機会に市民の皆さんに知っていただくのもいいことだと思いますが、飯田小学校、南陽中学、浜名中学校が借地でやられているということがあります。おそらく教育に好意的な地主さんのおかげだと思いますが、驚くのはその借地割合が73.7%、70.3%、92.4%になっています。そのいきさつまでお尋ねするつもりはありませんが、そういったいきさつも含めて、今後学校が借地の上に建っているということはあまり本来的ではない気がしますので、学校を動かすかどうかまで立ち入るつもりはありませんが、こんなところにまで借地があったんだよということ。あるいはついででやってしまったような感じがします。地主さんには問題ないと思いますが、今後こういったことも検討する中で、あまり望ましい方向ではないと思いましたので、トータルからすれば一部の問題になりますが発言させていただきました。以上です。

山崎副市長（企画部長）

ありがとうございます。資産経営につきましては、いわゆる庁内が全部集まって色々やる必要があるのはご指摘のとおりでして、実は先日、6月9日ですが、資産経営会議を開催しました。委員のメンバーは企画部長である私が委員長で、財務部長が副委員長。さらに総務部長、都市計画部長、建築住宅部長等々委員が10人。庁内の主要なメンバーを集めて議論したところです。そこで活用方針等を策定していくわけですが、ご指摘のように個別の問題、今すぐ対応しなければならない問題も当然あります。それにつきましては、個別のテーマとして提出いただきまして、そこを資産経営で分析し

て、会議にかけまして、色々議論しているところです。具体的なところでは、既に決まっていますが高丘運動公園の土地を企業用地として売る話、さらには浜北のきらりタウンの土地をどうしていくのかという話、先ほど出ました小学校と中学校等の土地につきましても、廃校の場合がありますので、そういうところをどうしていくのかをみんなで議論して、個別の急ぐものは個別の事項としてその都度やっていくということで、データベース化する一元化の作業も進めておりますが、それ以外に個別事業について議論をする場も設けております。

高柳委員

データ一元化のところ少し聞き損ねたんですが、データ一元化をとりあえずやるには、一般会計と特別会計は12月までに進めますと理解していいのでしょうか。そうすると企業会計と外郭団体と一部事務組合については、これはもう少しゆっくりやりましょうということですね。それで一般会計と特別会計はやったよと。実は、後のところも意外に問題のある部分があるわけで、この日程が決められていない、目標が定まっていない。そうすると、大体、役所の体質として当面の課題は終わったよ、と。そうするとその後随分ほったらかす可能性が高いんです。なぜかというと、役所の人たちは昔から前向き3年検討10年と言っているわけで、そのぐらいのスピードですから、今この浜松を筆頭とするモノづくりの関連の県西部の皆さん方は、そんなことをやったんじゃ途端に会社が潰れて終わりなわけで、早い時にはまさによほどのことがない限り、どんなに遅くても2、3日でどんどん決断を下していくということをやっておられるのでこうして浜松も元気なわけですから、これは予定を決めてもらわなければいけない。これを決めないでくと、さっき言ったとおりになってしまう。そうするとこの10人の委員も寿命がありますし、審議会の期限もありますので、そこまでするずる待っていてハイおしまいですよというわけにはいかない。ですから目標を設定してもらいたい。それでちゃんとやってほしい。それから先ほど公有財産の所有状況の中で、建物が1,769施設、土地は2,507あるということでしたが、この処理は、一件一件全部おやりになるという理解でいいのでしょうか。1,769の建物を12月までに全部施設カルテとして書き上げてしまうということですか。

山崎副市長（企画部長）

施設カルテそのものは主要な施設になります。まずデータベースの一元化で、データベースそのものには施設全部、それから土地も全部入りますけれども、その中で主な施設についてカルテを作っていくという手順で考えています。ですから全てがカルテになるまでにはいかないと思います。施設によっては小屋みたいなものもきつとあるでしょうから、それまでカルテを作るということではないです。

高柳委員

そうですね。そんな能力があるんだったら、先ほど言った企業会計、外郭団体、一部事業組合も全部できるかなと思ったものですから。それで、カルテの中に載ってないものがありますね。例えば補助金を貰って作ったとか、色々な条件、いわゆる制限付きでないものと、制限が付いているものがある。先ほどの学校のことが今山本委員から出たんですが、私はこの条件は色々あって、やはり全部付記しておかないと、役所の人たちが判断する時に具合が悪いと思います。その辺はきちっとしておいてほしいと思います。それから例えば佐久間町でかつて合併前に温泉を掘っているんです。おそ

らく1,000メートルの余ですから、1億円余をかけていると思うんです。それで合併した。掘ったきりで蓋をきせておしまいというのも実はあるわけですよ。それで浜北で合併の条件で温泉をやりましたね。やってくれて言われて、やったよと。こういうのをまた佐久間町で今度有効利用しようとして役所で何かやろうというのは無理なので、浜松市内は比較的掴みやすいですけど、合併で新たに加わったところのものもよく吟味してやらないと、税金が泣いてる。1億円の税金を町で使った。使ったけれども蓋をきせておしまい、劣化の具合とかいろいろある。そのいきさつもやはりよく調べておやりになったほうがよいと思います。それから先ほど個別のものは個別のもので迅速に処理すると副市長がおっしゃっていますので、その辺は手綱を緩めないよう適切な判断をしてほしいと思います。以上です。

井出委員

2点あります。先ほどデータ一元化の対象の説明があり、一般会計と特別会計は今年やっていくということでした。この一般会計の中で、行政財産の土地の中には、浜松市が持っている8,000キロメートルの道路は含まれているのでしょうか。

山崎副市長（企画部長）

この表(資料P.21)を見ていただきますと一般会計でバランスシートに(右と左で)少し差がありますね。その白い部分が、道路や川の部分です。

井出委員

そうですか。

山崎副市長（企画部長）

そうです。それは、一元化の中には入れません。

井出委員

分かりました。そうすると資産経営の目的にもよりますが、全体を統括管理してこそ全体最適が見出せて、よりよい方向性が見えてくると思うんですが、道路についても少し気になります。これから温暖化による気象変動もありますし、水災害リスクが非常に大きくなったと思うんです。ですから道路についてのコスト管理と言いますが、そういったこともこれからは十分に備えをしなければならないと思います。データ化は別としても、一応、道路も資産管理の全体の中には含まれている、資産経営の中には含まれているという認識を持ってよいでしょうか。

山崎副市長（企画部長）

すみません。資産の経営という観点では、今のところ道路ですとかそういうものは入れないと考えています。

井出委員

ゆくゆく時期が来たらということで、そこまでは難しいということでしょうかね。分かる気もします。そ

れともう一点、施設カルテの例があり、この中で先ほど項目や記載内容については今後整理していくとおっしゃっていました。各行政財産、特に建物等の施設は、設立の目的ですとか、その設立の経緯がそれぞれにあると思います。時期も目的も様々に造られてきていると思うんですけれども、その一元管理を行うときに、数値だけで客観的に比較して、施設ごとの個別の事情が配慮されないままだと、公益性にもとる結果になる恐れがあると思うんです。データ管理して一元化して、それを比較に利用して、方針決定に結び付けていくためのデータ管理だと思います。先ほどの例で内容に記述の項目がありました。数値のところは分かりやすいですが、記述の項目は公益性にもとても絡む部分になると思います。そういった定量的な比較だけでなく、定性的な比較も成り立つように、例えば設立の経緯。寄付であったり市民からの陳情でできた施設であったりと、色々なことがあると思うのですが、そういうものもカルテの中に内容を取り込んでいく形に作られていくとよろしいのではないかと思います。これは質問というよりも要望です。是非よろしくお願いします。

山崎副市長（企画部長）

ありがとうございます。施設カルテにつきましては、先ほど高柳委員からも話がありましたように、いわゆる処分する場合の制約、補助金をもらったなども含めてどういう経緯で設立されたのか、寄付があったのかという、資産を活用する場合の条件が多分たくさんあると思います。現在こんな使われ方をしているということも含め、そんな形でカルテは充実していきたいと考えていますので、ありがとうございます。そんな方向でいきたいと思います。

鈴木会長

はい、どうぞ。

伊藤会長代行

私から一点。公会計との連動になると思いますが、新しく設備を造る、投資をする時、初期投資は普通かなり議論になるわけですが、将来のメンテナンス、老朽化まで含めて、市民、私ども全員が分かるような形できちっと議論されることが必要だと思います。出来上がってしばらく経ってから、いや、ランニングコストがこんなにかかっているじゃないか、ということが結構議論になります。

もう一つはデータの一元化のところの説明があった老朽化で、1,700以上もの施設が現在あるとすると、老朽化が本当にチェックできているのかどうか。紙でデータを作ると同時に、やはり現場の状況を本当に吸い上げることが非常に重要だと思います。その計画、特に有効利活用方針の策定、現状のものをどう再配置するかということ以上に、多分、老朽化対策、更新、そういう部分はかなり大きな、重要な方針の組み立てになるのではないかと。できるだけ早くその方針を作っていただく必要があると思います。特に老朽化では、山形かどこかで橋が老朽化して、通常、新しく道路を造るとか、橋を造るということについては予算化されるんだけど、そこを調査して補修することは全然予算がとれなかったと。それで課長さんクラスでかなり熱心な方がいて、ようやく県知事も変わって予算が取れるようになりましたと先週テレビでやっていました。最近、世界でも橋がどーんと落ちてしまうということが大分出てきて問題になっているようですが、先ほどのお話にありました一般会計のデータ化しないという道路の部分は、多分管理が県から政令指定都市になって入ってまいりますけど、そこはデータ管理しないまでも、是非そうした老朽化、建物と同時にインフラのところは是非予算を入れてでも、人

をつけてすぐにでもやりませんと、私どものこの浜松市も日本そのものも、高度成長からかなり時間が経っていますから、その時に造った建物、橋、インフラがかなり老朽化してきている。そこをきっちりしていくという上で方針を立てていきませんと、将来思わぬお金が要るということだろうと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

山崎副市長（企画部長）

ありがとうございます。一つは施設を建設するときに維持管理費も含めて全体のコストを計算するというので、これから説明があると思いますが、公会計の手法を使って考えていくというのは当然のことですし、維持管理費も含めたトータルコストで施設の建設云々を検討していくことを今後進めていきたいと思います。

それから長寿命化と我々は呼んでおりますが、道路、橋等についての長寿命化は、土木で今やっている最中です。こちらの資産経営では生涯学習施設の劣化診断等、中長期の保全計画を今回やる予定で、これがまさに劣化診断と、それを長寿命化していくための維持管理経費をどうやるかということの計画づくりでして、今、まさに動いている途中です。

鈴木会長

私も追加で教育長さんにお伺いしたいんですが、先ほど学校用地が全体の15%を占めているというお話がありましたね。その中で、飯田小学校、南陽中学校、浜名中学校は、先ほど山本委員から話がありましたように、70%から90%が借地だということですが、この他に学校で借地のところがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。おそらく、道路の借地というのはないと思うんですよね。赤道・青道（法定外公共物のこと）などの特殊な事情で、借地が真ん中を横断しているってことはないと思う。そうすると、学校のような場合も借地となると、しかも虫食いですよ。非常に問題だと思うので、やはり学校や道路は借地ではなしに所有してやるというルールのようなものを作られてやらないと、非常に大きな問題が出てくる。特に、2050年頃を見た場合の少子化の中では、たちどころに困ってしまうと思います。何かその辺で今後の学校を造る場合の方針とか、平木財務部長は道路を造るときも、こういうものだけは借地ではやらないんだというルールを作らないと非常に問題になるのではないかと思うんです。その辺はいかがですか。まず教育長のほうから。

高木教育長

学校の借地ですが、14万7,000平方メートルを借りて、18年度決算では1億7,000万円の借地料を払っている現状です。

鈴木会長

学校数はいくつですか。

高木教育長

調べてみます。

鈴木会長

後で結構です。そういうものについて、先ほど副市長さんの説明では、委員会メンバーは企画部長、財務部長、総務部長、都市計画部長、建築住宅部長などという話だったけれども、本当に所有していく場合に、これだけのメンバーでいいのかどうか。というのは、既に、たちどころに教育委員会の問題が出てくるんですよ。そういうものを包含してやっていかないと、僕は出来ないのではないかと思います。ですから、これから借地はやらないということの中で、なかんずく、学校や道路や消防署というようなものは、そういうふうに虫食いの借りにいくことはやらないというような方針を立てないと、皆がそれに向かって努力することをしなくなってしまうと思いますから、それをお願いします。

平木財務部長

それで道路の件なんですけど、会長が今おっしゃったように、特殊な事例というのは把握していないんですが借地につきましてはほとんどありません。ただ、それは威張れることではなくて、極めて当たり前のことだと思います。道路も含め公共的な施設を造る際に、副市長も少し申し上げていたとおりですが、一覽にして眺めるとのこと自体がなかったものですから、例えばお恥ずかしい話ですけど学校用地の関係についても、経緯があるということでそのままにしているところもあるものですから、そういった状況自体をちゃんと認識して、予算措置にも活かしていかなければならないと今思っています。方針についても、当然どう公共施設を設置していくかということも含めて、必要かなと思っております。以上です。

鈴木会長

その辺のルールづくりをしてほしい。

高木教育長

先ほどの校数についての質問ですが、小学校が27校、中学校が11校、幼稚園が19施設になります。これは統廃合、合併した全部のトータルです。旧浜松市よりも周辺部に若干多いかなという感じですよ。

鈴木会長

学校全体の面積に占める割合はどれくらいですか。

高木教育長

調べてみます。

鈴木会長

借地で道路をやると、途中でポツンと切れたら機能しなくなるから、道路の借地はほとんどないと私は思っているんですよ。赤道とか青道とか特殊なもの以外は。だから、学校の用地もそういう発想で考えていかないと問題でして、積極的に買い上げていくことをしないと。虫食いというのは後始末が大変ですよ。道路を造ってやらなければいけないとか、色々トラブルのもとですから、70%や73%だなんていうやり方でほぼ借りているなんて思っていたら大きな間違いで、虫食いになってますからね。

その辺をもきちんとした方針を立ててやっていただきたいです。

山崎副市長（企画部長）

すみません。先ほど少し申し上げましたけど、政令指定都市を色々調べてみたところ、多分、地方自治体の実状は、借地の状況をしっかり把握しているところはあまりないと思います。

是非ここで借地でも建物を造ってくれとか、私の土地を提供する、ただ売るのはいやだ、だけど建物を造ってくれとか、色々な経緯があると思います。その経緯も含めて、今、借地がこんなにあるというのは行革審で色々言われて、調べて、我々も驚いているところです。確かに借地をどう解消していくかは個別の事情もありますので、その事情もふまえながら、大方針を定めてやっていきたい。そういう意味では、浜松市が初めての取組みになる可能性がありますので、少し慎重にはいきたいと思えますけども、そう考えております。

鈴木会長

浜松市が初めての取組みだってあまりうぬぼれては困るんでねえ。だから、むしろ私が言うのは年間2,400億円の一般会計の中で、例えば借地を必要なものに優先順位をつけて（一般会計予算額の1%である）24億円分の土地は買い上げていくということをや。その交渉を仕事としてやってもらう。今、所有土地の面積の13%ですよ。もちろん道路などは除きますから、必要なところで13%。それをやはり何年計画で10%なり5%なりに下げていく方針として、年間予算の中で決めていただきたいということです。

伊藤会長代行

同時に、遊休資産を売る。必要な借地は買う。やはり、そういう狙いをつけて、遊休資産を売るという計画を是非お願いします。

高木教育長

先ほどの会長からの質問（学校全体の面積に占める借地の割合）で、全体の何パーセントかは今、数字を持っておりませんのでまた提示させていただきます。よろしくお願いします。

鈴木会長

そういうことに関心を持ってやってくださいということです。ありがとうございました。

時間もだいぶ過ぎましたので、次に移りたいと思います。次は公会計の問題で、公会計改革というのは、市もいわゆる大福帳方式を改めて複式簿記を入れるということで進んでいるわけです。これができると、今最後に伊藤委員がおっしゃったように買うほうと遊休資産を売るほうのバランスシートが出てきます。そういう点で、公会計改革でできる財務諸表を資産経営に大変に活用できる。資産経営の一環としても公会計改革が必要だということですから、現状どんなところまで進んでいるか、どんな考え方でやっていらっしゃるのか、ご説明をいただきたいと思います。

平木財務部長

財務部長の平木です。お時間をいただきまして公会計の話、特に今、鈴木会長あるいは伊藤会

長代行からご指摘をいただいたように、どう活用していくかという点については、資産をどう適正化するかに大きな意味があるとも考えておりますので、公会計改革についての進み具合を報告させていただいた後に、今のところ考えておりますその活かし方を説明させていただきます。

公会計改革自体は、今は市民権を得ている形にはなっていますが、ここ2、3年の話でして、昔は東京都がやっているとしか聞いていなかったところです。ただ、私が記憶しているのは、私は17年8月に浜松に来たんですが、その2週間後ぐらいに行革審の勉強会がありまして、その時から、鈴木会長あるいは当時の伊藤社長、あるいは中山委員から、現金主義ベース、単年度ベースの簿記ではなくて、複式簿記、あるいは発生主義といった考え方を入れるべきというご指摘を色々いただいていた記憶があります。行革審においても、企業的な発想を行政の中にどう活かしていくかが基本的な発想だと考えて理解しているんですけども、公会計改革につきましても18年3月に「浜松市行財政改革に関する答申書」で、「一般会計、特別会計、企業会計について、民間企業の会計方法(現金主義から発生主義へ、単式簿記から複式簿記へ)の導入と、会計基準の作成を行うこと」と答申をいただいています。この中で市政へ既に活かしているものは、一般会計から企業会計まで、正確に言えば外郭団体や一部事務組合なども入るわけですが、一般会計から企業会計までについて市債を管理する。あるいは予算を総予算とする。そういった形で財政運営する。実際、つい2、3年前までは一般会計で、かつ交付税措置を今年度されるものについては市債ではないという認識をしていたわけですけども、そういうわけにはいかないものですから、企業会計まで含めてやるという総覧性を重視すべきという形でのご提言をいただいて活かしているところです。また、昨年3月に「行財政改革に関する最終答申」が出たわけですが、こちらでも「企業会計方式の導入を図り、会計及び事業内容等について監査を充実させること」という形で、第一次行革審においても会計制度の見直しについては非常に重要なご提言をいただけてきたところです。

それらを受けての浜松市としての取組みですが、最初に申しあげました行財政改革に関する答申書を18年3月にいただいた後に、公会計制度の研究会を立ち上げました。半年ほど研究会をしたわけですが、こちらは学者の先生及び全国規模の会計事務所の先生その他、浜松市のことをよく分かっている方というところで、ここにいらっしゃいますが公認会計士の岡崎先生、あと企業実務家と画面にありますがこれは浜松商工会議所にご推薦いただいたスズキの常勤監査役の方。こうした方々の参画を得て、オープンでやったということでありまして。参加者と言いますか、傍聴された方も非常に多くいらっしゃって、かつ実務家の方々の意見と、学識経験者の意見が交ざること通常あまりないものですから、研究会としては非常に熱心なご議論をいただいた後、12月にアクション・プランを浜松市で出しました。その中では、特にBS(貸借対照表)とPL(損益計算書)。行政ではPLは行政コスト計算書と言うんですが、そちらについては連結ベースを重視しながら普通会計ベースも含めて徹底して開示する。そして発生主義・複式簿記に対応するシステムを入れる。あるいは監査を充実させる。これらについて、市として、発生主義・複式簿記に対応した会計システムに変えていく。また法的に必要な現金主義、単年度ベースでも当然予算書を作るわけですが、考え方は企業会計ベースの会計制度を入れていくということ、機関決定しました。

これにつきましては、全国的な制度構築の際に、例えば総務省の新公会計制度の実務者の研究会は、評価の方法をどうするか、評価の回数をどうするかなど、公認会計士協会の方々にも入っていただいた研究会でして、浜松市からは高林財務部次長が委員として入って、18年度から本年度もやると言っていましたもう3年ぐらいになりますでしょうか。また日本経済新聞社の研究部会にも私が

参画して、色々その他のところの制度、あるいは民間の方のご意見に触れる機会もあります。それから市場の評価です。先ほど申し上げました企業実務家の委員の方から、やはり依頼格付けを取得していくべきではないかというご意見をいただきまして、昨年9月、市場公募債を発行する前にムーディーズから格付けを取得しました。実際、格付け自体は一番いい格付けでして、例えば東京都、大阪市などのいわゆる三大都市圏にあるところがいい格付けを取っていたわけですが、浜松のように三大都市圏とは別の独自の経済圏を持っているところでも、世界的な企業の視点を活かした行革姿勢、浜松圏の経済力、そういうところを評価していただき、東京都と並んで一番いい評価となっています。それで「Aa1」という評価で、その中でも細かい格付けがあるんですけども、東京都に次いで大阪市、あるいは福岡などよりも良いといった評価をいただいたところです。この中でも公会計改革については、透明性を確保するという点で取組みを進めるべきだということが市場でも言われているわけで、そういった意味では市場からの評価もいただけたということです。

今の進捗状況です。最初に、発生主義・複式簿記に対応した新システムにつきましては、行政経営基幹システムと役所では言っていますが、来年4月から本格稼働する状況になっています。これにつきましては昨年10月だったと思いますけれども総合評価落札方式で業者を決め、今構築作業に入っているところです。試験運用自体は年明けぐらいからできるかなというお話です。これについては、経理データは日々打ち込む形にしたいと考えています。鈴木会長からも色々アドバイスをいただきましたが、これは東京都などでも使ってる方式です。やはり経理データを単年度ベースで出しておいて、それを複式簿記ベースに構築し直すという形ですと、日々の動きについての職員の意識がそれほど発揮されないものですから、日々打ち込み方式をやろうという形で考えています。

次に公有資産台帳の整備。これが今日テーマになっています資産経営との関連もありますが、売却可能資産、いわゆる遊休資産ですけれども、そちらは19年度中に時価情報の整備をしています。行政財産は、売却可能性が売却可能資産、遊休資産より低いことも当然あるんですけども、段階的に整備していくことにしています。道路あるいは河川などについても対象ではありますが、いわゆるインフラの資産ですので、こちらは段階的に考えているところです。

次に財務諸表、財政指標の開示という点です。これは夕張の問題がありましたので、いわゆる総会計ベース、あるいは指標としても総会計ベースのものを開示するというので、浜松市の場合は18年度から連結、普通会計の財務諸表を「財政のすがた」として開示しています。こちら全国に先駆けてやってはいるんですが、例えば外郭団体の範囲、あるいは減損会計の範囲についてはまだ改良の余地が非常に多くあると考えています。ですので、財務諸表を開示したからどうのということではなく、やって、それで直していくという形での取組みです。夕張の関係がありまして自治体財政健全化法ができましたが、この法律では来年、20年度決算から開示をすればいいんですが、こちらについては20年7月あるいは8月あたりになるかもしれませんが、こちらで決算を打つ際に19年度決算から、1年早く開示をしていきたいと考えています。

そして次が事業別、あるいは施設別の財務諸表の活用です。私も民間企業での使い方を勉強したい、活かしたいと思っているところなんですけど、こちらについては、公会計の場合と企業会計の場合と、少し理解が不足しているところもあるかもしれませんが、公会計の場合はいわゆるインフラ、動かさない資産もかなりありますので、大きなバランスシート、連結あるいは普通会計のバランスシートで一番重要視するべきところは、いわゆる市の債務、代表的なのは市債ですし、企業債、あるいは退職給与引当金といったものを一覧できるということかなと私は思っています。要するに、公会計改革

においては、コスト構造などを把握するという点からすると、やはりセグメント、事業別あるいは施設別などのバランスシート、あるいはコスト計算書を主に活用していくのがよろしいのではないかと思います。実際に20年度の予算編成において、新規施設の規模適正化でも、先ほど伊藤会長からメンテナンスコストのご指摘がありました。極めて当たり前のことなんですけれども、施設整備の際にメンテナンスコストを意識していなかったのが現状です。浜松のみならず、公共施設ではなんといいましょうか奇抜なデザインの施設ですとか、あるいはメンテナンスがしにくい形の構造の屋根ですとか、そういった行政の施設は多いわけですが、そういうものを極力やめるといいですか抑えて規模の適正化をし、あるいは使用料設定に活かしてきました。例としては、細江町のセンター（みおつくし文化センター）で、使用料設定について施設別の財務諸表を使ってみました。また、現在分析している状況ですが、公民館などの生涯学習施設、アクティビティ浜松、あるいは浜松アリーナなどのスポーツ施設、そういった施設が大量にあるわけで、そのコストの一覧を作成しております。それを活かして資産の活用方法などの方針を出していくことになると思います。また、いわゆるセグメント別につきましては、今、セグメントの広さ、どういった範囲を事業とするかについても考えている途中で、こちらについても少しまたお知恵を拝借していきたいと思っております。

最後に監査体制の充実ですが、今年20年4月から公認会計士さんに1人入っていただき、議会の方々が2人、そして行政経験者として今は県の元財務所長さんをお願いしてありますがその方が1人で計4人という体制になっています。また、19年度から監査法人トーマツと連携しまして、決算統計というのは行政の統計で、作る際に色々加工しますので、その監査スキームを作らなければいけないということでそれを作成しているところです。

次に行政経営基幹システム。これは新システムで、稼働後の展開として想定しているのが、一つ目に情報の信頼性の確保です。先ほど申し上げましたが決算統計自体は非常に重要な統計資料なんです。加工を伴うものですから、その加工について、しっかりとした監査スキームを作るとともに、システムを通してデータを導き出すような体制を整えますので、そうした加工を伴わない整合性を保つことができると考えています。また二つ目の財務諸表の活用につきましては、先程来申し上げておりますけれども、セグメント、事業別、あるいは施設別の財務諸表の作成がスムーズにできるようになると思いますので、適宜のコスト分析あるいは事務事業の評価に活用していけるのではないかと考えています。また現在、財務諸表は10月に公表しています。決算審査は10月から11月にありますが、今、横並びで全国的に比較しますと相当早いほうですが、ただ例えば決算審査のみならず、翌年度の予算編成に活用しようという場合には、もうちょっと速報性が必要だと考えます。民間企業の場合は3月31日に締めて4月あるいは5月の初めの段階で決算の速報がもう出ているわけで、行政の場合は一応5月31日でこれを締めますけれども、速報値になるわけですが2ヶ月、3ヶ月の中で早く出すことが可能になるのではないかと思います。行政経営基幹システムは来年4月からの稼働ですので、来年度の決算が出る時になるのかなと思っております。そういった速報性についても可能になるのではないかと考えます。以上が少し長くなりましたが、現在の状況の報告でございます。

続きまして資産管理の一元化との兼ね合いです。資産の有効活用は財務的な観点からも非常に重要な課題です。特に先ほど、山崎副市長からの報告の際も借地状況だとか、あるいは一つひとつのコストだとか、そうしたものについて発見も多いわけですが、それぞれの施設のコスト分析が非常に重要ななと思っております。ポイントは、当たり前の話ですが、行政が出来ていなかったところもあるものですから、一点目としては管理コストが適正か。これはコスト削減あるいはコストを市税あるいは使用料

でどう分担していくかという話。二点目として使用料が適正か。使用料自体は隣の施設がいくらだからという形で決めてきたケースが非常に多いですが、実際どれくらい投資してどれくらい受益者の方に負担していただいて、どれだけは市税で見るといった議論が必要であると思います。三点目として行革審でもしばしばご指摘いただくことですが、コスト削減だけではなく、いわゆる稼働率、収入を上げることによって、いわゆる準行政コストと言いますか、そちらのコストを圧縮することができる。だから管理コストの削減だけでなく、稼働率の向上も必要である。そういったもので目標値を定めていくことができるのではないかと思います。四点目は投資規模。後ほど申し上げますけども、例えばアクシティ浜松には650億円を投資しておりますが、機会費用という考え方があります。あるいは50億円の施設を一つ造るのではなく20億円あるいは10何億円の施設を3つ造るほうがいいのかどうか、そういった発想を今後していかななくてはと考えております。最後五点目に、市民の方々に行政コストを公開するということがあります。市民サービスですので、できるだけ安いほうがいいのですが、実際に自ら、私も含めてですが、例えば市民がグラウンドを1時間500円で使っているという場合に、その見あいの市費といいますが、自分も含めて他の方からいただいている税から払っているコストがどのくらいあるのかはご認識いただいたほうがよろしいかなと考えています。

長々と申し訳ありませんが、具体例をいくつかご覧いただければと思います(資料「公会計改革」P. 8)。去年幹部研修会で公認会計士の方にバランスシート、行政コスト計算書をどう活用していくべきかを検証いただいた時の資料です。かいつまんで申し上げますと、今まで行政で確認していたコストは単年度での物件費あるいは維持補修費であったわけですが、例えば減価償却、公債費の利子、将来的な修繕費用といった見えなかったコストが見えるようになるということです。また、将来世代の負担。アクシティ浜松は650億円で立派な施設を造って浜松の顔であるわけですが、やはり将来世代の負担もありますので、そうした負担も認識するというものです。

次の施設としては雄踏総合体育館です(資料P. 10)。これも少し見にくいですが、かいつまんで申し上げますが、こちらは使用料が極めて低いレベルになっているわけで、受益者負担としては妥当な水準かどうかを検討する必要があります。

行政コスト計算書にかかる今後の検討点です。ここにとりあえず三点出していますけども、色々と検討点があると思います。一点目に「物件費」「人件費」の表示の整理があります。指定管理などを入れている場合には、いわゆる物件費として予算上は計上されるわけですが、事実ベースで清掃費用のような人件費的なもの、あるいは事業をやる費用などがあるものですから、少なくとも行政コスト計算書の中ではそういった表示をしていくべきと考えます。また行政コストの内訳について、物件費といっても光熱水費もあれば何でもありますので、そういった内訳も明示していきたいと思います。また、ひとりあたりのコストの明示がございまして、先ほどから申し上げているように、全てのコストを使用料でまかなう必要はないと私は思っています。ただ、ユーザーひとりあたりのコストがどれくらいなのかは認識しなければいけない。ですので、トータルコストが仮に上がっても、稼働率が上がってサービスが向上すればよいと、そういう説明をしっかりとっていくことかなと思います。実際、管理コストをかけないと後々の使用に耐えない状況になってしまうということもありますので、遊休の施設についても風通しとよいですか、使っていないと老朽化もすぐ進みますので、そういった観点もあるのではないかと思います。

(資料P. 11)画面で黄色い部分が改善したところですが、例えば先ほど見ていただいた行政コスト計算書の中で、アクシティ浜松については指定管理者ですので、人件費はゼロで、それが物件

費として計上されていたわけですが、そのあたりは改良しなければいけないと思っているんですが、例えば人にかかるコストはどれぐらいかを見たときに、やはり9億円ぐらいかかっている。要するに財団法人浜松市文化振興財団に委託料をお渡ししていますが、そのうちの人件費、指定管理者の人件費が1億7000万円くらい。あるいは清掃やオペレーションというものが7億4000万円くらい。実際の物件費は16億円ではなくて7億円。そのうち光熱水費が5億円くらいとか、そういった実際の中身についての正確な分析ができると考えています。また、雄踏総合体育館についてもそうしてみている(資料P.12)。

次(資料P.13)に、はまゆう図書館について例えば貸し出しひとりあたりのコストが941円ですねと。あるいは貸し出し一冊あたりのコストが263円ですねと。これを前年度と比べると多少上がっていますが、細かい話をして申し訳ありませんがICタグを導入したことによって、非常に借りやすく、あるいは検索しやすくなったということもあります。少々上がっているだけでほとんど変わらないんですが、そういったことでコストのアップ、あるいはダウンを説明できるかなと思っています。

最後に資産管理の一元化との関係です。先ほど委員の方からも議論が出ましたが、資産一元化の範囲です。連結バランスシートについては道路や河川のインフラ資産、あるいは外郭団体、第三セクターの資産についても全部まとめて計上しています。ですので、将来的には外郭団体も含めて一元的に管理すべきだろうと率直に思っております。また、資産評価の関係ですが、先ほど申し上げたとおり、売却可能資産については既にバランスシートベースでは時価評価をしている。時価情報を持っているということです。先ほど申し上げた遊休資産の含み損による減損、要するに表示価格(簿価)よりも時価が低い場合にはそれを減損するわけですが、一番目立つのは阿蔵山で、こちらについては議会に報告したベースだと大体20億円程度の含み損が出ています。こういったものについては連結バランスシート上、減損表示をしていこう、注記を付そうということで考えています。また、一元管理の中でも時価情報につきましては段階的に整備するべきではないかなと思っています。今ざらっと申し上げましたけれども、まだ実際に着手したばかりのところもありまして、ベースを作ってる段階のところもありますので、活用方法をもっとしっかり意識していきたいと思っています。実際、バランスシートは作成が全国的に義務付けられ、自治体の中には何で作らなければいけないんだという話もありますが、個人的には企業会計の考え方を行政の財政運営の中に入れてくること自体、非常に意味があると思いますので、その活用方法について全国に提示できるよう皆様方からのアドバイスをいただければと思います。長くなりましたけど私からの説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。今、公会計制度の改革について市からの説明が終わりましたが、皆さんから質疑なり、提案なりをいただきたいと思います。

有高委員

以前、県議会の会派の方が公会計制度の勉強会を開催しまして、私、頼み込んで参加させてもらったことがあるんですが、その時に埼玉から講師の方が見られて、色々教えていただいたんですけど、やはり浜松の公会計制度の改革はすごく注目を浴びているという話をされていました。今の説明でも市場からも好評価を得ているというお話もありましたので、これは是非、市場の注目を浴びているということでしっかりと改革を進めていただきたいということが一つ。

もう一つは、そうした勉強会に出たり、私は自分の会社の財務諸表を見たりするんですが、やはり基本的には素人ですので、難しいんですよ。民間の会社の財務諸表は財務の経験者なり株主の方が見られることが多いと思うんですが、市の公会計の株主は市民ですので、公開の原則は分かりやすさが第一にあると思います。是非そういった観点でも、今までも色々出ていますが、分かりやすい会計の公開を心がけていただきたいと思います。

平木財務部長

ありがとうございます。この前、日本経済新聞者の方と話していた時に、分かりやすさの話がやはり出まして、企業会計ベースを導入してもなかなかとつきにくいところがあると。その時に、どれこれという話ではないんですが、コマーシャルの話が出ました。例えばホンダさんスズキさんもそうですが、どういうふうな設定がありますよというコマーシャルを出して、それで興味を持っていただく。それで興味を持っていただいた方は、例えばディーラーに行って資料をもらってこられたりするかもしれない。その時に、まずとつき良くするために、例えば行政で言えば、ひとりあたりの負債であるとか、あるいは分かりやすい、よく知られている施設のコスト計算書を提示するだとか、もっと色々分かりやすさといいますが、市民の方々にお伝えする際の工夫を考えていかなければいけないと思っています。細かいものを作って出してはいそれまでよ、では作っていてもやはり非常に甲斐がないですから、勉強させていただきたいと思います。

中山委員

一つお聞きしたいんですが、資産管理の一元化とバランスシートの関係で、資産の評価について、(資料P.14)「売却可能資産についての時価評価(すでにバランスシートでは実施)」とありますが、どういう格好でその評価益が出たり評価損が出るのか。それから先ほどの施設カルテで、説明にあったような評価をしていくと思うんですけども、これはあくまでも不動産、土地・建物だけで動産が載っていない。それと、時価会計するための評価損益がこれには載っていない。然るに、この評価について、19年度からこのバランスシートを既の実施していると書いてあるんですが、どういう格好で評価して、我々市民が見たときにどういう格好になっているのか。19年度にやっているということですから、その事例を少し示してもらえませんか。

平木財務部長

すみません。時価評価につきましては、今ご指摘いただいて思ったんですが、確かに時価評価をして連結あるいは普通会計のバランスシートに載せていますが、簿価ベースでどうなっていたかという情報自体は載せていなかったところもあります。少し内部で考えますけれども、載せるようにできるのであればそうしていきたいと思います。それから動産については、備品などの償却資産と言うんですかね、クーラーなどが該当すると思いますが、そういうものの管理は確かにあまりしっかりできてないところがあります。ですから、椅子だとか細かいものはまとめてという話になると思いますが、ちょっと大きなものについては調達課にある備品台帳を活用して管理をしっかりしていきたい。それで、例えば学校などの結構大きな施設には大きな空調設備などがありまして、老朽化した場合には予算上もかなりの額がかかりますので、そういったものの状況を把握しておくことが必要だと認識しています。

中山委員

施設カルテを作るということ自体は別にどうでもいいことでして、これをいかに管理するか、どう活用していくかが重要です。今年は作るだけで精一杯だと思いますが、資産、バランスシートの関係でそれをうまく活用することを考えていくのが複式簿記の一番大きな目的ですから、その目的を間違えるで作るだけで終わってしまいます。その辺、バランスシートを見ながらこういうカルテがいいかどうか、是非考えてもらいたいと思います。

先ほどよく分からなかったんですけど、時価評価していますということですが、簿価を決めていなくて時価評価するということになると、プラスやマイナスはどういう格好で載っているんですか。

平木財務部長

時価はあるんですが、バランスシート上、時価と簿価の差が明確にどこに出てくるかをもう少し分かりやすく表示しなければいけないということを申し上げたんですけど、ちょっと細かい純資産変動計算書というものがあまして、要するに資産の純粋な増減ですが、そちらでは時価評価して全てプラスあるいはマイナスが出たわけではないですが、前年度よりも18年度は55億円、資産としては増えていることになっています。ただ、いずれにしても売却可能資産の含み益、含み損がどうなっているかは分かりやすくしなければいけませんので申し訳ございません。

山崎副市長

先ほど財務部長も言っておりましたが、バランスシートを含め、こういったものをどう使っていくのが多分非常に重要な問題だと思います。それで、私どもが考えている今の施設カルテベース。つまり施設ベースでのバランスシートが多分非常に重要な意味を持つてくると考えていまして、現在の価値がいくらなのかをまさにこれで表示して、活用していくということを施設カルテの中で是非やっていきたいと考えます。その場合に、今まではいくらで買ったからその額はいくらですという形でしたが、そうではなくて、時価で今いくらだという形の表示をするというふうにやっていきたいと思います。先ほど話が出ました備品の問題なども含めて管理していくという方針でありますので、よろしく願います。

中山委員

期待していますので願います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

岡崎委員

資産管理とは別ですが、バランスシートの件で、現在保険料、年金、水道料金など色々と未収になっている債権が沢山あると思うんです。おそらく保険料なんていうと何十億円という金額が未収になっているんですが、こういうものについて、将来回収できるのか、貸し倒れになってしまうのか。バランスシートを作る時に、これは非常に大きな要素ではないかと思います。もちろん不動産の評価も大

切なんです、市民の方々にご負担をいただく年金、国民保険料、諸々のものについて、これからバランスシートに載ってきて、未収入金がいくらありますよときちっと情報公開していただくことも大切で、逆に言うと市民の方々も、俺はちゃんと払っているけど、こんなにたくさん未収入金があるじゃないかと。はっきりと分かりませんが、聞くところによると3年経つと時効で、それは捨ててしまうというようなことがあったとすると、大変なことになるのではないかと思います。まず一点は不動産以外の、市民の方にご負担いただくものについて、きちっとこれから回収をして、それを公開して、市民の方々にアピールしていただきたい。

二点目は、建物の減価償却費がここに載っていますが、減価償却費の意味の理解が非常にできていないのではないかと感じるんです。アクトシティ浜松の表(資料P.8)では、総額650億円のお金をかけて造りました、とあります。この表を見ていただくとほとんど借金がなくて、正味資産が約589億円で、借金は13億円しかありませんよということです。それで減価償却費は13億円ぐらい、地方債は14億円ぐらいです。そうすると、ほとんど借金をせずに正味資産でやってあるからいいんだという感覚をもたれると非常にまずいのではないかと思います。というのは、650億円かけたものを回収するのは減価償却しかないんですね。減価償却費で回収するわけです。すると仮に減価償却費が年15億円あったとすると、650億円を毎年15億円ずつ回収すると約40年かかるんです。収支を見ますと、一年間に行政コストが約30億円かかっている、いただくお金が年8億円ということは、毎年22億円の出費をするということになる(純行政コスト)。そうすると、アクトシティ浜松の(初期投資をした)650億円の回収に40年かかって、しかもその40年間で、毎年22億円掛ける40年で880億円の維持費がかかる。ですから、アクトシティ浜松は今後ずっとこのまま続けていくのに、650億かけた(初期投資の)お金を回収するのに減価償却を15億円ずつやって40年かかります。それで毎年毎年22億円の維持費が(減価償却費を含めて)かかります。40年続けて回収するまでに880億円のお金がかかります。これは、将来のお子さんたちが負担する金額だと考えますと、アクトシティ浜松がそれだけの価値ある利用をされているかも十分考えていただかなくてははいけません。

減価償却はやればよい、減価償却費を計上してあればいいじゃないかということではなく、減価償却はあくまでかけた投資に対する回収です。保険料も年金も、回収することが一番大事ではないかと思しますので、その辺もバランスシートを見ていただく時に、そういう意味での作り方と、公開の仕方をしてほしいと思います。

平木財務部長

まず一点目の件ですが、市役所としては保険料あるいは税は100%納めていただくという態度で臨むわけです。状況だけ申し上げますと、税源移譲で、特に税率が低いところの方の税が地方税で上がっているという状況もあり、滞納増の圧力が結構あるわけですけれども、バランスシート上どうしているかということだけ申し上げますと、いわゆる貸倒引当金的なものを計上しています。それにつきましては、今まで回収してきたパーセンテージを複数年度で見まして、それを掛けて、これだけの貸倒引当金的なものが必要ですよという数字を出しまして、「市税のすがた」を「財政のすがた」と同じように作って開示をしています。ただ、先ほど有高委員のご質問にもありましたように、どう市民の方に伝えていくかは工夫が必要かなと思います。

もう一つ、アクトシティ浜松に関しては、今、岡崎先生がおっしゃっていた負債自体あまりないのはそのとおりでして、事実ベースで負債、アクトシティに対する借金はそんなにありません。アクトシティ

ホテルへの売却も含めて、時代もよかったということでそうなっています。ですが、いずれにしても減価償却の捉え方が借入金を返済するものなのか、あるいはその再建築に充てるものなのかは非常に重要な視点だと思います。実際、減価償却を表示しても貯めないのなら意味がないのではないかという議論も当然あると思います。ですので、これは会長からご指摘をいただいたことがあったと思うんですが、減価償却会計のような、そういった発想も必要ではないかと思います。ただ、全てのものやると大量のお金がかかりますので、例えば決まった施設について減価償却費を貯めていくという発想として当然あるかなとは思っています。

鈴木会長

今、色々話を聞いて僕が感じたことは、公会計をやるということで、第三者評価の重要性が非常に高くなってきているという話がありました。民間企業の場合は既にグローバル会計というか国際会計基準でやっているんです。そういう点からしますと、公会計制度の改革は遅れた中で進んでいるという捉え方になる。これは、やはり財務省と総務省の違いだと私は思っています。そういう点で、このテンポを緩めないで進めていただきたいということが一つ。

それから今岡崎委員から話がありましたように、資産の問題で特に借入金とメンテナンスの維持費と、それから減価償却費の関係が、一般の方には非常に分かりにくいことになっているんですよ。だからその辺を分かりやすく説明する方法を考えないといけない。それからもう一つ、滞納の問題がありました。広報はままつを見ても、意図的かどうかは別としてある時は率だけ表示するというので、98.51%と98.40%はどう違うか。元金で考えると何億円という違いがあるわけですよ。だけでも率で考えると98%あればいいかなと思う。何のことはない。小数点以下の違いが何億円という違いになる。そういう点で、今までの民に知らせめなかったというやり方を、もっと知らせるやり方に変えていくということが非常に重要だから、経営の内容としてのバランスシートなり公会計というのをやりながら、それを皆さんによく理解していただくというのが必要だと思います。

そこで、監査体制の充実という説明がありましたね。20年4月からようやく公認会計士を登用したということで、大変失礼な言い方ですけど、おそらく今岡崎委員の言われたことは極めて専門的なことで、我々は半分も理解できない状況ではないかと思うんですよ。そういう点で、監査制度の充実はとりもなおさず公認会計士を登用して分析をしていただくことで、毎年特定の項目について、公認会計士が監査して市長に報告しているはずですよ(包括外部監査)。だけど、実際にそれに対応しているかどうか。読んでもうほとんどおしまいになっていて、あまり実施されていないというのが実情だと私は思います。だから是非、監査制度を充実させて、分かりやすい情報公開をすることと、専門的な監査人(公認会計士)を増やしていただくことをお願いしたいと思います。

それからもう一つは財務諸表の活用。民間は3月決算だと、大体4月下旬か遅くとも5月には結果が出ている。それで株主総会は6月になりますが、4月末から5月に出た内容を分析して、その会計年度にすぐ応用させていくということをしているんです。市は確か9月か10月、11月…

平木財務部長

決算速報を出すのは7月か8月の頭で、実際にしっかりと議会に提出するのが10月の終わりになります。

鈴木会長

それぐらい遅れてしまっているんですよ。だからもう来年度にそれを及ぼすのではなしに、再来年度になっちゃうんです。一年遅れじゃない、二年遅れになっちゃう。私はそこがものすごい違いだと思うんです。そういう点はやはり迅速にやって、6月は市議会がありますね。そこで報告できるというくらいスピーディにやれば、その年の政策に応用できるということですけど、9月や10月になってしまうと応用できるのがその次の年になってしまうんです。その辺をスピーディにやらなければいけない。

それからやはり言葉を分かりやすく。もう毎回言っているんですけど言葉をきちんとしないと。お役所でお作りになった言葉でやるけど、補助金の例でよく言ってますが補助金、交付金、委託料、繰出金(が実際は全て補助金)というようなこと。そうすると皆さんアクトシティ浜松の問題でも、医療センターの問題でも、勤務している人自身がみんな赤字だということを知らないわけですよ。(補助金で)穴埋めしちゃってるから。そういう間違いを起こしやすいから、それらを今後は直していただくことが必要ではないかと思いました。

あと、分かりやすさだとか動産が入っていないではないかという色々な意見が出ましたから、それらをよく参考にしてやっていただくということ。それからやはり大日程計画、中日程計画というようなスケジュールを作って、最終のゴールは2013年なら13年、15年なら15年。それで中期だとか短期でどうやっていくか、自分を拘束するものを作らないと駄目ではないでしょうかね。それを是非お願いをしたいと思います。他に何かありますか。

岡崎委員

分かりやすくという方法で、これはできるかどうか分かりませんが、教育長さんにお尋ねしたいんですが、授業の中では無理かも分かりませんが、機会を通じて、小学校高学年と中学生に、今、浜松市の財政状態はこうなっていますよという大雑把な書類を財務部で作っていただいて説明した時に、その小学校高学年や中学生が理解できれば、多分一般の市民の方も理解できると思うんです。それと、将来の浜松市の負担者である小学校高学年や中学生に少しでも今の浜松市の財政を分かっていたくとも決して無駄ではないと思います。アメリカあたりでは小さい頃から金銭感覚を養うために、証券会社から人が来て、証券取引を教えていると聞いたことがあるんですが、日本の場合はお金というのはあまりいいほうにとらわれずに、どちらかという避けることが多いんです。私は逆に、自分の住んでいる街がこうなっているんだ、中学生が一人一年間勉強するには市がこのくらい負担しているんだ、小学生にはこのくらい負担しているんだと、色々な意味で差し障りない形で今の市の状況を教えていくということは、ある意味では非常に大事ではないかなと思います。要するに、市の色々なことについて関心を持ってもらうということが、正規の授業でなくてもできる方法があるならば、是非取り入れていただきたい。その中で小学生高学年や中学生が理解できれば、これは多分一般の市民の方々にも十分理解していただけるということだと思います。分かりやすさという点と、一つの手段として、そういうことを学校で取り入れられるかどうか、検討していただくのもいいかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

平木財務部長

分かりやすさという点については、先ほど有高委員に申し上げたように、どう興味を持ってもらうか、その時にどのような情報を出せばいいのか。コマーシャルの話を申し上げましたけど、そういうところ

について岡崎委員は研究会の時からずっとそういう立場でおっしゃっているものですから、とにかく分かりやすいものを財務部で少し作ってみて、中学生の方とか学校教育部に見てもらおうと思います。授業でどうするこうするとはなかなか言いづらいつい話ですけども、そういう努力を財務部ではしていきたいと思っています。

高木教育長

学校では小学校高学年や中学校に対して、行政から出前講座という形を取りまして、税に関する学習などを現在取り入れてる状況ですが、全ての学校でそれができているということではありませんので、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(2) 外国人児童生徒の教育について

鈴木会長

それでは次の「外国人児童生徒の教育について」に移りたいと思います。

浜松はご承知のように非常に外国人が多い。他に多いのは群馬県の太田市、静岡県湖西市、愛知県の豊田市ということで、外国人が非常に多いと、児童生徒も非常に多いということ。浜松市の外国人登録によると、小学校、中学校に通う年齢の外国人のお子さんは3,086人だそうです。その中で日本の学校へ通っていらっしゃる方はいいんですが、通っていらっしゃらない方が推定700人近くいらっしゃるということ。こういうこと(不就学)をしていると、私が一番心配するのは、日本語も、ブラジル人の場合で言うとポルトガル語、あるいはペルー人で言うとスペイン語の母国語も、両方とも中途半端になってしまうという大変な問題になると思います。そういう点で、浜松市としても多文化共生を推進して、浜松市の外国人の子どもがうまく成長するように色々な支援策をとっていらっしゃると思いますが、まず現在の状況について、市の取組み、考え方をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

古橋学校教育部長

学校教育部長の古橋です。最初に私から、主に教育委員会で取り組んでいる関係を説明させていただきまして、途中で外国人学校などに関する事について山崎副市長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、浜松市に外国人登録をしている児童生徒の人数と国籍です。5月22日現在の表(資料「外国人児童生徒の教育について」P.2)をご覧くださいますと、小学生に相当する年齢の方々は「満6～満11歳」の列で、2,220人いらっしゃいます。また中学生相当の方々、「満12歳～満14歳」の列で、866人。そして会長がおっしゃったように、合計で3,086人の方が登録されている状況です。

国籍を見ますと、ブラジルの方が2,229人で最も多く全体の72%を占めています。続いてペルー307人、フィリピン199人、ベトナム125人などで、合計では27カ国です。

続いてこうした外国人児童生徒の就学についての法的根拠です。(資料P.3)憲法第26条第2項が記載されておりますが、この前に第1項がありまして、これはご承知のように教育を受ける権利をう

たっているものです。この第2項は、教育を受けさせる義務についての規定です。ただし日本国民ではない外国人の方々には適用されません。そこで国際人権A規約を適用しておりまして、就学を希望する外国人は日本人と同様の教育を受けることができるとされておりまして、この規約に基づいて、就学を希望する外国人の児童生徒の小中学校における「教育を受ける権利」を保障しており、公立の小中学校への就学を希望する全ての子どもたちを受け入れて、就学のための支援をしておりま

す。

それでは、教育を受けようとする外国人の児童生徒やその保護者に対して、教育委員会で何をしているかと言いますと、まず、母国語による就学ガイダンスを実施しております。このガイダンスはクリエイティブ浜松に教育相談支援センターを設置して実施しており、主な内容は、相談者のニーズに応じた学校選択の促進や、日本の学校制度の説明です。特に文化や慣習の違いによって就学後に戸惑うことがないように、母国の学校との違いなどを具体的に説明しています。19年度は213人の方に実施いたしまして、内訳が初入国の方々が66人、外国人学校からの方が100人、市外から転入されてきた方が14人、また不就学だった子どもさんも33人いたという状況です。

その次はニーズに応じた学校選択の促進という視点で、ガイダンスに訪れる保護者の中には、日本語が分からないからという理由だけで外国人学校を選ぼうとする方もいらっしゃいますし、また逆に学費が安いという理由で日本の学校を選ぼうとする方もおりますが、ガイダンスでは保護者の方に将来の見通しをもっていただいて、そして学校選択をするようにアドバイスをしています。例えば滞在期間による選択では、数年で帰国する方は母国語保持が重要ですので外国人学校を勧めますし、また日本で生活をしていくという見通しを持っている方は日本語習得が必要ですので、日本の学校を勧めています。あるいは将来の夢・希望による選択では、帰国して母国で進学あるいは就職するという方には母国語の教育が必要ですので外国人学校を勧めますし、また、日本の高校あるいは大学へ進学したい場合には日本の中学校を卒業することが必要な条件となりますので、そうしたことをお勧めしています。先ほど213人の方に就学ガイダンスを実施したと申し上げましたが、結果、市内の小中学校に進んだ方が203人、外国人学校へ行かれた方が8人、あと、市内の小中学校へ入学する予定だったのですが事情により帰国した方が2人いらっしゃるといった状況でした。

続いて公立学校における外国人の児童生徒の就学状況です。4月30日現在、公立小中学校には1,700人おりますが、平成元年では32人でした。ですからこの20年間で50倍以上になっているという状況で、その推移が表(資料P.6)になっています。ここ2、3年、毎年、150人から200人を超える人数の方が増加しています。右下に20年度の状況がございまして、中学校で463人の方々が全中学校の84%にあたる41校に在籍している。また小学校は1,237人ですが、この方々は全小学校の67%にあたる74校に、今、在籍しています。

続いて公立小中学校に在籍している児童生徒の国籍です。先ほどの登録と同じようにブラジルの方が一番多く1,144人で67%にあたります。ペルーの方が215人で13%と続きまして、この南米の2カ国で8割を占めております。以下ベトナム、フィリピン、中国、そしてその他を加えまして合計20カ国の方々が浜松市の公立小中学校に在籍している状況です。

それではこうした子どもたちに対して公立小中学校で行っている教育支援についてです。バイリンガルの支援者を学校に派遣しておりまして、これは市単独の支援です。就学支援員の方は、非常勤ですけれども8人の方を外国人の児童生徒が多数在籍している8校に常駐させております。また臨時の職員は、就学サポーターといいまして、この方々30人を44校に巡回派遣しています。また、教育

相談支援センターの外国人相談員の方3人につきましても、通訳や相談などで学校からの要請に応じて訪問支援をしております。

次にこうしたバイリンガルの支援者の役割です。(資料P.9)写真は授業内でのその母国語によるサポートをしている様子で、左側は授業に入り込んで「入り込み支援」をしている状態、右側は「取り出し支援」をしている状態です。これ以外にも保護者面談等での通訳、あるいはお便り等の翻訳をしております、学校にとっては本当に必要不可欠な存在となっている方々です。

次の3点目として日本語教室「はまっこ」です。外国人の子どもさんが日本語を習得するためには基礎から段階的、系統的に学ぶことが大切です。そうしたことから、市内9箇所日本語の初期指導を実施しております、週2回、午後に2時間授業として実施しているものです。19年度は8箇所で、通級者が208人いらっしゃいます。

続いて4点目は母国語教室「まつっこ」です。滞在期間が長期化することに伴いまして、日本生まれで日本育ちという外国人の子どもの方々が増えております。そうしますと親は母国語で子どもは日本語という家族になりまして、親子間のコミュニケーションもスムーズにできない状況が生まれています。そうしたことから、ポルトガル語は2箇所、ベトナム語とスペイン語の教室を各1箇所、市内合計4箇所で土曜日の2時間実施しまして、母国のことばや文化に触れる機会を作っております。19年度は通級者が123人でした。

続いて5点目は不就学対策です。外国人支援に関係する庁内の各課や相談窓口の連携、また企業や自治会と連携しまして、不就学の方の情報収集や、あるいは就学を呼びかける情報発信を行っています。就学の呼び掛けでは具体的には外国人登録窓口での案内、就学奨励のチラシの配布、外国人向け新聞への就学関連情報の掲載、商工会議所を通じた企業への働き掛けもしております。こうして得られた情報をもとに、家庭訪問などをしまして、就学への働き掛けをしております。

6点目ですけれども、こうしたことによって就学に結びついた19年度の例です。訪問や電話による呼び掛けをしまして、合計14人の方に就学していただくことができました。不就学になりました主な理由は、学校に入るための手続きが分からなかったり、手続きに行く時間が取れなかったりしてということ、手続きが遅れたもの、あるいは来日直後で言葉も分からないため、日本の生活に慣れてから学校に通わせようとしていたことによるものと聞いております。

山崎副市長（企画部長）

次に外国人学校の状況について、私から説明します。

(資料P.14)画面は外国人の子ども就学状況で、色々な統計があって集計が非常に難しいところがあります。それです、外国人登録者数は数字を把握できますので、就学年齢にあたる外国人登録者数をまず把握しまして、先ほど説明があったように公立学校、小中学校に在学している子どもの数を調査しています。それから外国人学校がありますので、そこにいる小中学生に該当する子どもさんの数を調査しました。そうしまして合計の欄で見いただきますと、19年度で2,891人の外国人登録者数がある。それで公立学校に1,582人がいる。外国人学校に745人を引き受けていただいている。そうすると(差し引きの)564人が不就学だと推定されるんですが、実は、これを実態調査しております。注2にあります、18年度に文部科学省が調査したところ、不就学率は1.1%でした。だから(実態調査では)1.1%しか不就学の人はいない。浜松でも実態調査をしまして、実際に子どもさんのところへ調査に行きますと、学校に行っていないのは2.5%しかいないという結果で、

実は、推計しました不就学者(564人)の中に、実際にはもうそこに住んでいない子どもたちがたくさんいます。ですから外国人登録者という数字が、常に調整されているわけではなく、実際にはどこにいらっしゃるのかよく分からないという(登録された外国人の方の)数字が非常に多いということです。それから先ほどの745人ですが、浜松市内には外国人学校が7校ありまして、それぞれ外国人の児童を引き受けていただいております。このうち5番目のエスコラ・ウノにつきましては19年11月末で閉鎖ということになっていますが、19年5月現在では、745人がそれぞれの学校で就学をしていました。

それから、このうちムンド・デ・アレグリア学校につきましては、浜松市と静岡県から、それぞれ補助金を交付されています。18年度では浜松市が145万円だったんですが、19年度からは416万円の補助をしているところです。

この額がどんな感じかなということで外国人学校への支援の比較の一覧を作成してみました。まず公立の小中学校に普通に入られる子どもたちは、学校の運営経費は、建設費を除いて一人あたり年額67万5,000円。ここから県費の先生、職員の人件費を除きますと一人あたり15万8,000円が出ています。それで私立の中学校ですが、こちらにつきましては、浜松市は生徒割ということで年間一人あたり4,000円を出しております。ただしこれについては県で、私立中学校に対する生徒一人あたり29万6000円の補助制度がありますので、子ども一人あたりではトータル約30万円の金額が出ています。外国人学校につきましては、市と県で準学校法人の学校に補助をしております。それにつきましては、児童生徒数割で浜松市では4万円、県では5万4,000円くらいの支援をしている状況です。

それから外国人の子どもたちが公立学校と外国人学校にどのように就学しているか、その理由を調査してみたところです。公立学校に就学した主な理由としては、日本で長期間生活することによって公立学校を選んだ、日本の文化・慣習・言葉を学ぶために選んだ、日本の教育内容が優れている、それから学費が安い。こういった理由で公立学校に就学されている。片方で、外国人学校に就学した理由は、帰国後の適応や進学のため、母国語の習得のためというようなことで、基本的に日本にずっと住むわけではないので、外国人学校で帰国後のことを考えてのことだと把握しています。

先ほどムンド・デ・アレグリアに対して補助をしているという説明をいたしましたが、外国人学校運営費補助金の制度の概要としては、外国人の子どもの教育環境の充実を図るという目的で、学校教育法134条に該当する各種学校を対象に補助しております。これは(資料P.19)一番下のところに書いてありますが、憲法の規定(第89条)がありまして、公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育についてこれを支出してはならないという規定があるものですから、各種学校等、学校教育法に定める学校になったところについては補助ができるということです。先ほど19年度から金額が増えたのは、この準学校法人立の各種学校への補助が(児童生徒一人あたり年額)4万円になったということです。

それでは海外の日本人学校がどうなっているかです。海外の日本人学校は、費用負担につきましては日本から支援しております。その部分が教員の派遣と教科書の給与です。それから学校の運営費は海外にいらっしゃる保護者の負担が原則ですが、現地の日本人会や企業等の出資、寄付によって運営している状況です。この海外の日本人学校は、日本の教育制度に従った教育を海外で実施して、日本への帰国後にそのまま日本の学校に戻ることができるようにすることが学校の目的です。日本に戻ることを前提に、日本人学校に通うということになっております。日本のブラジル人学校

も、先ほどお話ししたようにブラジルに戻ることを前提にブラジル人学校に通っておられるということですが、本国から、つまりブラジルからの教員の派遣や教科書の支給を受けていないということで、海外にある日本人学校以上に保護者の負担が大きいのが現状です。

古橋学校教育部長

続いて8点目に、公立学校における外国人児童生徒の教育に関する課題です。子どもの状態で申し上げますと、1つ目が先ほど会長もおっしゃられていた「母国語も日本語も中途半端な子ども」のいわゆるダブルリミテッドが存在するという。そしてこれが2つ目の学力に結びつく日本語力の不足ともなりまして、日本人に比べ高校進学率も低いという状態になって現れています。外国人の子ども高校進学率は73.7%で、外国人を含む浜松市全体の高校進学率は96.8%ですので、大きく差があります。

それから3つ目からは行政からの視点ですけれども、まだまだバイリンガル支援者の配置が必要であり、十分な支援がまだ行き届いてない状況もあります。4つ目はこれまで市単独でできるだけの支援を行ってまいりましたが、制度や財源の面から市単独での対策にはやはり限界があります。特に画面にありますように外国人児童生徒教育に関する国の包括的支援の不足や、不就学の実態把握の困難さなど市単独での支援には限界があります。

続いて最後になりますが、今後の取組みです。現在実施している就学ガイダンスを広くPRしまして、これから就学する人はもちろん、就学中の児童生徒であっても、家庭の事情などの変化等で適切な学校選択ができていない方々への相談支援も強化してまいりたいと考えております。2つ目はバイリンガル支援者の計画的な増員です。22年度には外国人児童生徒が在籍する全ての小中学校にバイリンガルの就学支援員の配置か、就学サポーターの派遣をできるようにしてまいります。具体的には記載のように就学支援員は22年度14人、就学サポーターは22年度40人にしてまいりたいということです。3つ目は学力に結びつく日本語力の向上に向けて、日本語教室での支援内容の拡充や、外国人指導担当者の研修機会の拡充、そして卒業後の将来を見据えた進路指導の充実を図ってまいります。

4つ目ですが、国・県への要望です。正確な居住実態が把握できる制度の整備や、バイリンガル教員の加配をはじめ支援員の配置にかかる財政負担など、外国人集住都市会議などを通じ国・県へ要望してまいりたいと考えます。最終的にはこれまでの支援状況を分析し、実効性のある教育支援が進められるよう、中長期的な支援策を策定してまいりたいと考えます。以上です。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。今、市のほうから説明がありましたが、委員の皆さんから何か質問なり、提案なりお話を承りたいと思います。どうぞ。

伊藤会長代行

始めに質問です。就学の状況がはっきり把握できないことは市の問題だけではないと思うんですが、何か制度を変えるとか、やはりまず就学の状況をはっきり掴む必要があると思います。不就学が一番大きな問題で、ここが本当に(実態調査の結果だと)言われている1.1%で、あまり問題ないと

ということなら、要するに日本の学校へ来ていらっしゃる方とそうでない方、それぞれお金の問題も含めてどういう対策を、となりますが、まずどうしたらそこを掴めるようになるのか、何で掴めないのかということについてはいかがでしょうか。

山崎副市長（企画部長）

実は今、国に対して外国人登録制度をちゃんと把握できるようにしてほしいとお願いしているところです。国では法務省の所管になっておりまして、今、総務省のいわゆる住民登録と同じような形での調整をしてほしいということで、できればその市町村がちゃんと把握できるようにしてほしいということをお願いしている途中です。

今のところは外国人登録ということで、法務省で所管している部分をデータとしてもらっています。それがずっと追跡をされていない。つまり(登録した外国人が)移動した時に登録し直すという仕組みになっていないものですから、そこを直してくれと、先ほど少し話が出ました外国人集住都市会議を通じて我々はお願いしているところです。

伊藤会長代行

ということは、浜松市で外国人登録をしました、磐田市へ移ってしまいました。とすると、要するに(届出をする)義務はないわけですか。私どもですと、住居を変えると登録し直しますよね。それをしなくていいということになってしまっているわけですか。

山崎副市長（企画部長）

しなくていいということではなくて、把握できてないということです。だから事実上していないということです。

伊藤会長代行

まずそこは非常に重要なところだと思うんです。その上で2つ目ですけども、先ほどありましたリストで外国人学校が並んでいましたけど、1つだけ補助金が出ていてあとは出ていない。準学校法人と言うんですか。他の学校は何か準学校法人とは違って民間(の扱い)になってしまっている。これはかなりバリア、要するに一番上の学校と同じ資格を取るには、かなり難しい問題があるわけですか。どんな問題なんでしょうか。

山崎副市長（企画部長）

いわゆる準学校法人立と今はそうになっていますが、各種学校ということで県の認可は、例えば資産をちゃんと保有しているとか、その財務状況が明らかであるとかという、非常に厳しい状況になっています。それ以外の学校はいわゆる私塾という扱いで、先生が普通の塾で教えるのと同じ位置づけになっていますので、その大きな違いだと思います。ですから、まず各種学校の認可を受けるのが大変で、準学校法人立ということで学校教育法の認可を受けるのも大変だということです。

伊藤会長代行

日本の公立の学校に来ていただくのを基本にされているのかなと思うんですけど、ここをどう充実

するかが一つ。そしていやそうは言っても母国語で教育を受けたい、日本の学校では駄目という方について、これは市だけではないですけど、国を含めて、どうしたらいいか、国への働きかけも含めて何かお考えはありますか。

山崎副市長（企画部長）

基本的に外国人をどう受け入れて、その子どもたちをどう養育していくかは非常に重要な問題だと思います。現在のところ、国は、いわゆる外国人を入れるという仕組みをまだ認めておりません。たまたま日系2世、3世ということで彼らは日本に来ることができるんですが、外国人をどう受け入れるか、一番根本のところを国には考えてほしいということで、学校の問題だと施策が文部省、外務省、先ほどの登録の話で言うと法務省など各省に色々ともたがっております、どこに相談に行ってもどうすればいいのかが整備できていないという認識をしております。ですからまず出来れば国でもそういう全体を把握できるような、例えば外国人庁だとか、そういう類のものを作っていただいて、施策を一本化して問題点を把握していただきたいというのが我々の国に対する要望です。

伊藤会長代行

企業を経営してまして、産業界では、子どもさんの親には働いていただいており、当然非常に責任を感じますけれども、今の形で個別に何か企業が、ということにはならないものですから、できれば国も含めてどうするのかということについて市としてまとめて、産業界も含めて、やはりどんどん意見を言って、国の制度としてどうするのかということを是非知っていただく必要があるのではないかと思います。そのためには憲法云々ということもありますが、憲法まで変えるのかどうかは別としても、国としてやはり責任を持って教育をするんだという体制にさせていただいて、そこに税金という公的なお金と、人の問題もあると思いますが、当然ながら産業界もどう関わってどう負担するのかを組み立てていただく。どうしてもどんどん増えておりますし、浜松市だけでなく、全国で増えているんだろうと思いますから、本当に急がないといけない問題だと思います。市としてもそこをまとめていただいて、産業界としても必要なことについても対応するというところで、行政の問題が一番大きいと思いますのでよろしくお願いします。

鈴木会長

ほかに、どうぞ。

原委員

私は最近外国人児童生徒の教育という問題にやっと関心を持ち始めました。というのは、つい最近、NHKの1時間半番組に高木教育長さんがお出になっていて、たまたま見ておりました。これは大変大きな問題だなという認識を持ちまして、行革審でもこういう問題が始まったものですから、新聞記事などで興味を持って読んでいるわけですけど、やはりこの少子化の社会で、人口が増えないということで、単純労働は外国人に頼らなければならないのが現実のようでありまして、ますますその傾向が増えていると思います。単純労働だけではなくて、最近もNHKで、介護士さんとか看護師さんもフィリピン、インドネシア、マレーシアなどの方々これから日本へ来るようになるだろうと報道しておりましたが、ますますこういう傾向が強まってくるだろうと思います。昨日の中日新聞にも小さな記事

でしたけども、自民党の議員連盟が、2050年には外国人を1割にするという移民政策に方向転換することを考えるという記事が出ておりまして、これは大変なことだなと思いました。今まであまりそういうことに開放的ではなかった日本が、もしそういった方向転換をして、1割が外国人であるということになれば、その子弟を日本人と同じように教育していくことはやはり私どもの義務だと思います。国際人権A規約があろうとなかろうと、そうでないとまずいと思います。まして、そういう子どもたちが授業についていけなくなりますと、群れて少年非行に走るということも私は実例として知っておりますので、そういうことを防ぐ意味でもやはり学校教育を適切にしていかなければいけないと思います。それについては言葉ができないことが大きな障害になると思うんですが、約1,600人が(公立の学校に)在籍しているということで、この中には日本語がかなり堪能な人ももちろんいるわけですよ。それにしても、堪能でない人はこれを拾い上げてあげるような施策を講じないといけません。実は私も日本語が分かるくせに授業についていけなくなった経験があるんです。そうなる教室に出ませんで、ろくなことはしない。ですから、外国人の児童生徒も、そうなるあまりいい結果にならないので、是非拾い上げていかなければならない。それについては「はまっこ教室」や、就学支援員、就学サポーターなどの支援の話の伺いましたが、あまりにも不足ではないかという感じがします。週に4時間日本語を教えるということですけども、私なんかは中学3年、高校3年、大学2年、8年間(外国語を)勉強しても全然しゃべれないわけですから、もっとかなり力を入れてやらなければいけないのではないかと。それにはやはり説明していただきました支援員の増員など、もっと努力すべきではないかと思えます。浜松市だけでやるとあくまでも綻びを繕うような感じになるかと思えますので、どうしても市単独での支援は限界があります。高木教育長が出ていた番組でも国に対して働きかけてと言われていましたけども、外国人集住都市会議というのを初めて知りましたが、こういう都市が協力し合って、県や国へ働きかけて、是非とももっと財政支出を増やしてもらって、教育に力を入れていくべきではないかと、私見で総論的なことで申し訳ないのですが、最近そんな感じを持っております。

鈴木会長

はい。少し質問を交えながら私からお話をしたいと思います。まず、外国人学校の状況と支援という人員の表(資料P.14)がありましたね。これを見まして19年に約2,900人がいらっしゃって、公立学校、いわゆる日本の小中学校に行っていっしゃるのが約1,600人。差し引きで745人と564人が、先ほどおっしゃった塾という扱いの学校へ行ってるか、不就学かということですね。それに対して下の備考欄のところに、浜松市の調査で不就学率は2.5%だとある。3,000人の2.5%は70人くらいですね。大きく違うわけですよ。それをどう受け止めていっしゃるのかをまず伺いたい。

山崎副市長(企画部長)

これは実態調査をした結果、不就学、要は学校へ行っていない子どもたちがこの程度(2.5%)いるということです。外国人登録者数を母数に今計算しておりますので、多分、外国人登録者数の中に、実際には浜松市にいない人が入っているということだと思います。

鈴木会長

そうすると、市役所に行くと今日の人口は82万3,000何人と書いてありますね。あれは架空だと見ていいんですか。ということはどういうことかと言うと、子どもが東京の大学へ行くと住民票を東京へ

持っていけばいいんだけど、持っていけないと、実は、浜松にいないんだけど人口になっているんですよ。そういう点で、小さく書いてあるから見過ごすけど、745と564を足した1,309人という数字を信用していいのか、2.5%の72人という数字を信用していいのかが問題なんですよ。

それからもう一つ、先ほど説明がありました外国人学校運営費補助金の概要(資料P.19)。これも下に小さく書いてあるものだから、「ああそうか、憲法で、外国人にはお金を使ってはいけないということになっているのか」という驚きを持ったんですよ。憲法で公金を使ってはいけないと。そうすると、今浜松市が支出しているものに憲法違反は何もないのかということですよ。だからここで憲法までお出しになるのはいかがなものかと思います。

その次に、公立学校における外国人児童生徒教育の課題(資料P.21)で、これも市単独の支援に限界があるということで、ムンド・デ・アレグリア学校には100万円プラス子ども一人あたり4万円を出しているが私塾には何も出していない。これ、憲法違反で限界があるって言ったらもう何もできないんですよ。でも600人くらいの人が実は不就学だと見ざるを得ないという数字が一応ある。だけどそれが72人だって言い出すと、対策は随分と違って来るんですね。だから山崎副市長、浜松で届出した以上は外国人も浜松市民でいらっしゃるんですから、副市長自身も日本人の浜松市の副市長ではなしに、全市民の副市長だという考え方に立ってもらわないと、特に教育の場の人はそのことを言えるわけですね。だからもうこれ聞いていると、何もできないからしょうがないという諦めになっちゃうということになるんですよ。

一つ説明を申し上げますと、先ほどの浜松市内の外国人学校の概要(資料P.15)では、ムンド・デ・アレグリア学校が68人で、ここは約400万円の補助金を確かにもらっていて、他の学校は塾だから補助金を出していませんということでした。そうすると(補助金が出ていない学校の)授業料はいくらかというと、一人月額4万円から4万5,000円。では、ムンド・デ・アレグリア学校は約400万円の補助金をもらっているから授業料が月1万5,000円で済んでいるかということ、そうではなしに、民間企業が応援をしまして2,000万円の年間寄付をしているから授業料が月1万5,000円で済んでいるんであって、市から年400万円の補助金をもらうから1万5,000円で済んでいるのではないですよ。これもご理解いただきたい。他の学校の授業料は大体月4万円から4万5,000円で、表の上から5番目のエスコラー・ウノはやってかれないと閉鎖になっています。

こうした学校が一番困っているのは何であるかということ、学校と運動場なんですよ。小さいクラスはあまり教育上良くないというのが(前回の審議会での)高木教育長のお話で、学校はだんだんと閉鎖して統合されてますね。そうして空いている学校をこの塾の皆さん方にも利用していただければ、4万5,000円の授業料はせめて2万円くらいになっていくという状況なんです。だから4万5,000円以上払っているから塾でこれはいいんだという統計をとっていくと間違いが出てきます。その辺で、文部科学省の取っている統計は全国を対象にしていますから、鹿児島県も青森県も入っているわけです。だけど本当に外国人のブラジル人が多いのは、皆さんも認識されているように、群馬県の太田市、愛知県の豊田市、静岡県の裾野市、湖西市、磐田市、浜松市、それから愛知県の豊橋市など。特定の都市で集まりを作って何とかしようと取組んでいらっしゃることは事実ですが、教育は待たなしですから、放っておけば放っておくほどドイツが経験したことと同じようなことになる。こういうことから、その辺の認識を新たにしていきたい。

それから海外の日本人学校を説明に出されたのも僕はびっくりしたんですが、確かにこうなんですよ。うちの会社も全世界に行っておりますから十分理解している。だけど、ここで理解していただいた

いのは、日本の経済レベルと、今ここに出ているブラジル、ペルー、ベトナム、フィリピン、中国その他というこの方々との経済レベルを見ると、ブラジルで例を挙げると、我々の人生の先輩である皆さん方が明治の始めに行かれてご苦労なされた。その人たちの2世、3世、4世が日本へ来ている。やはり何か限界を越えて、教育くらい面倒を見てやるという気持ちになれないのか。これが一番大きな問題なんです。浜松の公立小中学校では、年間一人あたり67万5,000円の経費がかかっているわけですね。そうしたら、せめてブラジルや外国の不就学とか、授業料が月4万5,000円もかかるところに30万円くらい払ってあげればかなり改善されるのではないかと思う。先ほど伊藤委員もおっしゃったけど、今、企業もホンダさんと私の会社の関係で2,000万円の寄付をしておりますけど、市に400万円くらいの補助金で出した出したと言われるのは心外で、(外国人は)少なくとも日本経済に貢献していますから、企業も協力することはやぶさかではありません。ただ皆さんにイニシアティブをとっていただいて、何とかしようじゃないかということにならないと。憲法だ、限界があるんだ、海外の日本人学校は日本人がやっているんだ、という言い方は少し冷たすぎると私は思います。

そういう点でまだまだお話ししたいことがあるわけで、終わる時間ですけど、僕、今日の話聞いて冷たすぎると最後に申し上げて、やはりせめて、外国人学校に通われている745人と不就学と推定される564人にはなんらかのアクションを取っていただきたいと思います。何割か知りませんが、不就学が(2.5%の)72人ということはないですよ。そんなことをすれば日本、浜松の人口はどうなりますか。ですから、そういう点で最後をお願いして終わりたいと思います。皆さんよろしいですか。

4 閉 会

鈴木会長

では、どうもありがとうございました。今日はお出かけをいただいてありがとうございました。よろしくどうぞお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

予定の時間ですので、これで終了させていただきます。次回は7月27日日曜日、午前9時から、この場所、浜松商工会議所マイカホールでの開催を予定しております。次回も公開の審議会にご出席いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上により12:04閉会

議事録署名人